

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 7 ） （ 26. 1 定 ）			
日 時	平成 2 6 年 3 月 1 3 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、小貫副委員長、千葉・吹田・高橋・鈴木・上野・ 斎藤（博）・新谷各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村委員が吹田委員に、松田委員が千葉委員に、酒井委員が鈴木委員に、濱本委員が上野委員に、山口委員が斎藤博行委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎住宅マスタープランについて

住宅マスタープランについて伺います。

マスタープラン策定費が600万円計上されておりますが、このプラン策定の基本的な考え方と、いつ、どのように進めていくのかについて説明をお願いします。

○（建設）小林主幹

マスタープランの基本的な考え方でございますけれども、策定に当たりましては、本市が抱える人口減少や少子高齢化が進行する中、住宅に対する価値観やライフスタイルが多様化する現状や課題、こういったものを踏まえまして、安全で快適な住環境づくりを推進していくものでございます。

今後の進め方でございますけれども、5月に入りましたら策定委員会を立ち上げます。関係団体あるいは学識経験者等を委員としまして、来年3月に計画を策定すると、こういった流れになっております。

○新谷委員

策定委員会の中には、市民公募、市民をどのぐらい入れる計画ですか。

○（建設）小林主幹

策定委員につきましては、今11名を予定しておりまして、市民代表につきましては3名を予定しております。1名につきましては公募を予定しております。あとの2名につきましては、市民の関係団体から推薦をいただきたいと考えております。

○新谷委員

今回、資料として、中心市街地における年齢階層別人口の比較を出していただきました。これを見ると、特に15歳から64歳、それからゼロ歳から14歳のところで本当に人口が減っています。中心市街地と全市を比べると、中心市街地が特に減っているというわけではないけれども、全体的に減っているということがわかります。現在の住宅マスタープランについては、策定時に市民アンケートを行っておりますけれども、中心市街地に住みたいと思う理由と住みづらいという理由、主なものを挙げてください。

○（建設）小林主幹

まちなかに住みたい理由といたしましては、「買物が便利である」「通勤が便利である」「通院が便利である」「除雪がいい」といった理由でございます。一方、住みづらい理由といたしましては、「地価・家賃が高い」「騒音・振動がある」「雪処理の場所がない」といった理由でございます。

○新谷委員

これらの意見があるわけですが、住みづらい理由というのは本当に切実な問題でありまして、これらの問

題を解決して、中心市街地の集住を進めるという点では、市として策定委員会にあらかじめ提案していくと思うのですが、どのようなことを考えておりますか。

○（建設）小林主幹

今後、策定を進める中で、現状の分析や課題の整理、それと利便性や暮らしやすさも分析しながら、集住を進めるための施策を今後検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

そのためにも、このマスタープランはやはり市民のためのものでなければならないと思いますが、前回は3,000人の市民アンケート、それと福祉サービス従業者あるいは建築関係者にアンケートを行っておりますけれども、今回も新しいプラン策定においては、その計画はありますか。

○（建設）小林主幹

市民が居住する住宅の実態、住宅に対する市民の意向、こういったものが必要かと思っておりますので、アンケート調査については実施してまいりたいと考えております。

○新谷委員

今のプランの策定過程の中で、市長への市民要望に、若者向けの賃貸住宅の確保や、利便性のよいまちなかに高齢者向けの公営住宅が欲しいというのがありました。特に年少人口、生産年齢人口が減っている中で、若い人たちに家賃補助や低家賃で入居できる施策なども大胆に打ち出していかなければ、人口減に歯止めはかからないし、空洞化にも歯止めがかからないのではないかと思います。小貫委員が一般質問で、石川県かほく市では、定住促進策として、若者マイホーム取得奨励金、それから新婚さん住まい応援事業などの施策をやることによって、市外からの転入が増えているという実例を示しました。これらの制度を参考にして施策に取り入れていくべきだと思いますが、いかがですか。

○（建設）小林主幹

現マスタープランの中にも、まちなか居住の推進を目標に掲げておりまして、その施策の一つとして、中心市街地の活性化、空洞化対策とともに、若年者の定住人口増加を図るため、平成14年度に若年者定住促進家賃補助制度という施策を実施したところでございます。この結果につきましては、市外からの転入者が76世帯あったことから、一定程度の成果はありましたけれども、利用者への意向調査では、転入理由が仕事の都合によるものが7割以上を占めたと、勤務の都合により転居するケースもあったと。こういったことから、若年者の定住促進に十分な効果が発揮されなかったものと考えておりまして、18年度から休止した経過がございます。ただ、若年者の定住対策につきましては、重要な課題と認識しておりますので、小貫委員からありました提案につきましては、今後どういったことがその内容に含まれているのか情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

それから、高齢者向けの住宅が欲しいという点で聞きますけれども、今、中心市街地にある公営住宅の戸数と、全体の市営住宅の戸数との割合をお示してください。

○（建設）小林主幹

平成11年度策定の街なか活性化計画で示されている小樽駅を中心とした210ヘクタールの中で答弁させていただきます。その中には3棟の市営住宅がありまして、管理戸数が92戸、市営住宅の全体の管理戸数が3,412戸ですので、占める割合につきましては2.7パーセントでございます。

○新谷委員

3棟というのは稲穂北住宅や稲穂改良住宅などですけれども、広報の市営住宅募集にはなかなか載らないということは、便利だから動く人が少ないということだと思います。今、聞いたとおり、いわゆる中心市街地には2.7パーセントしか公営住宅がないということで少ないのではないかと思います。このマスタープランとも関係がある公共

賃貸住宅長寿命化計画では、現地建替えは真栄改良住宅のみで、しかも平成32年度から41年度までの間ですから、本当にまちなかに住みたいという願いをかなえるためには、長寿命化計画そのものも見直さなければなりませんし、用地がなかなかないということもありますけれども、真栄改良住宅の建替え計画をもっと早めるべきではないですか。

○（建設）小林主幹

市営住宅につきましては、平成22年度策定の公共賃貸住宅長寿命化計画に基づきまして現在整備を進めておりまして、簡易平屋住宅の建替えや用途廃止を進めてきたところでございます。また、中層住宅の長寿命化型の改善も順次行っておりまして、今後もこの計画に沿って進めるため、大きく変える予定はございません。

○新谷委員

そうすると、まちなか居住というのはどういうふうに進めるのでしょうか。市営住宅の建設もないとなると、民間住宅の借り上げを進めるなど、そのようにして進めなければなかなか厳しいのではないのでしょうか。

○（建設）小林主幹

まちなかへの居住の推進は大事なことでと考えておりまして、借り上げ住宅につきましても、今後、住宅マスタープラン策定の中でどういったことが可能なのか検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

このマスタープランの基本としては、まちなかの空洞化の抑制を図ることが一義的なものでありますけれども、資料で出していただいたように、全市的にも人口が減っているわけですが、まちなかだけではなく、郊外に住んでいる市民の住宅施策も大事でありますけれども、それはどのように考えていらっしゃいますか。

○（建設）小林主幹

住宅マスタープランにつきましては、市内全域を対象にしていまして、住宅施策の目標を設定するとともに、施策の方向性を示すものであり、今後も郊外を含めた施策の検討をしてまいりたいと考えております。

○新谷委員

昨年第4回定例会の一般質問で、銭函地区の市営住宅について聞きました。都市計画マスタープランに多世代住宅をつくるということが載ってございましたけれども、多世代住宅をつくと載っているのはこの地域だけなのです。なぜここにこれが必要だったのか、そのことについてはどうでしょうか。

○（建設）都市計画課長

銭函地区において多世代住宅が都市計画マスタープランに位置づけられている理由についてでございますが、マスタープラン策定時におきまして、都市計画課の窓口などに建蔽率や容積率の緩和の問い合わせ等がございまして、市で記載について検討し、多様化する住民要求への対応の一つの事例として、多世代住宅の建設を記載させていただいているところでございます。

○新谷委員

第4回定例会のとき、建設部長の答弁では、次のマスタープランに、このときは住宅マスタープランとおっしゃったのですが、検討していきたいということでした。多世代住宅を実際に見たことはありませんが、インターネットなどで見ますと大変いいものだなと、さまざまな年齢の人たちと交流できるという点でも非常にいいものだなと思っております。それで、都市計画マスタープランにうたっているわけですから、ぜひこの地域にモデルとしてつくっていくということも検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）小林主幹

住宅マスタープラン策定の中で、銭函地区も含めたアンケート調査を行う中で、施策として示せるものがあるのか、可能なのか、今後、検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

今、小樽市は企業誘致に力を入れているわけですが、地域的には、銭函地域、石狩湾新港小樽市域での企業誘致を進めているわけです。そこで働く人たちの住まいの確保として、北海道薬科大学の札幌移転で民間アパートもありますから、あくアパートを市が借り上げて進めるということも住宅施策として考えられないのでしょうか。

○（建設）小林主幹

借り上げ住宅につきましては、住宅マスタープラン策定の中で検討予定でございますけれども、銭函地区につきましては、借り上げ住宅は難しいものと考えております。

○新谷委員

この問題については建設常任委員会で続きをやります。

◎簡易水道について

次に、簡易水道について聞きます。

北野議員が代表質問で質問しましたがけれども、地下水利用組合が簡水を全面利用していないために予算が狂って、平成25年度は一般会計からの持ち出しになりました。26年度予算の簡水使用料は、25年度比で1億円以上減額しておりますが、これはどのような理由でしょうか。

○（水道）主幹

平成26年度予算の使用料につきましては、25年度の決算見込みに基づきまして使用料の算出を行っているため、減額になっているものでございます。

○新谷委員

だから、その理由は何ですか。

○（水道）主幹

理由といたしましては、地下水利用組合の水量を見込まなかったということでございます。

○新谷委員

平成26年度、一般会計繰入金として9,975万円計上しておりますが、最初から地下水利用組合が簡水を使用しないということを前提として予算を組んだのですね。

○（水道）主幹

平成25年度決算見込みで、地下水利用組合の水量が見込めなかったものですから、26年度では計上しなかったということでございます。

○新谷委員

それでは、地下水利用組合が簡水の水を使わない限り、一般会計の負担は続くということですね。

○（水道）主幹

地下水利用組合が簡水に切り替えなかった場合につきましては、一般会計に負担をお願いするということになると思います。

○新谷委員

これは本当に重大な問題だと思います。

それから、平成26年度予算で石狩西部広域水道企業団受水費が5,563万5,000円と、25年度より増えております。簡水の使用水量については、25年度は年間約44万立方メートルと見ておりましたが、26年度は12万8,000立方メートルと記載されております。料金収入は減るのに受水費はなぜ増えるのでしょうか。

○（水道）主幹

石狩西部広域水道企業団で、各受水団体の計画水量に対応するために施設が整備されております。その整備に要した企業債の償還費などの費用は、水の使用料に関係なく固定的に発生いたします。したがって、企業団の経営が

成り立たなくならないように、各受水団体がそれぞれ計画した水量に応じて負担するということになっておりまして、受水する水量が増加するのではなく、企業団では年間基本水量と言っておりますけれども、その年間基本水量が平成25年度に比べ26年度が増となるからであります。

○新谷委員

企業団からの受水費という言葉ですが、企業債の負担も含んでいるということで適切ではないような気がするのですけれども、そうなりますと、平成27年度以降も受水費は増えていくわけですね。

○（水道）主幹

先ほど説明しました年間基本水量でございますけれども、これにつきましては、平成19年度の事業の再評価の際に推計した水量、1日平均給水量を使っておりますので、19年度の再評価では年々企業が張りついていくものとして推計しておりますので、27年度も水量が増えることとなります。

○新谷委員

それではお聞きしますけれども、石狩湾新港小樽市域の企業立地なのですが、現在の分譲率、操業社数、それと立地企業の今後の見通しはどうか、その辺についてお示してください。

○（産業港湾）荒木主幹

平成25年3月末の数字で答弁させていただきますけれども、分譲率は48.4パーセント、立地企業数は71社、操業企業は47社。この中で未操業企業ということで、今後の見通しということでありますけれども、現在までに1社が操業開始しておりますが、そのほかの未操業企業については、現在、操業開始の情報はございませんけれども、今後とも企業訪問等において情報の収集、把握に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

そうなりますと、やはり地下水利用組合が簡水の水を使うかどうかが簡水事業特別会計の赤字を縮小していくことにもつながります。地下水利用組合が簡水を使用した場合に、使用水量は全体の何パーセントで、その料金は幾らになるのでしょうか。

○（水道）主幹

平成25年度予算に計上した水量で答弁させていただきますけれども、地下水利用組合の水量の割合は全体の76パーセントでございます。金額につきましては1億2,500万円ということになっております。

○新谷委員

非常に大きなお金なわけです。地下水利用組合が、これまで1立方メートル当たり130円台まで出せると言っておりますから、130円にすると幾らの収入になるのですか。

○（水道）主幹

これも平成25年度予算に使った33万7,000トンという水量で算出させていただきますけれども、金額は4,381万円となります。

○新谷委員

そうしたら、その分を、前も聞きまして難しいという答弁でしたけれども、激変緩和措置として払っていただいて、不足分を北海道に出してもらい、これをやっていくべきではないのかと思うのです。その後、北海道との協議はどうなっているのか、進展はあるのか、何回ぐらい北海道と話をしているのか、その経過についてお知らせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道との協議ということでございますけれども、北海道に対しましては、道が策定した地下水揚水計画どおり地下水利用組合が地下水から簡易水道に転換するよう必要な方策を早急に検討して実現すること、また、簡易水道へ転換しないことによって生じる簡易水道事業の収支不足分について補填など対策を講じることを継続して申し入

れているところでございます。昨年12月にこういった内容で話をさせていただきましたけれども、その後2月に再度、北海道に対して申入れをしてきているところでございます。しかしながら、北海道からは、現在、前向きな回答はいただいていないという状況でございます。

○新谷委員

進展がないということで非常に苦しいわけですが、過去の歴史的な経過からして、引き続き強力に申し入れていただきたいと思います。それから、もう一言言いたいのですが、一般会計から1億円近い繰入れを行って、一昨日、厚生常任委員会の所管で、川畑議員が福祉灯油について質問しましたが、たしか2,000円を6,000世帯に支給して1,200万円、これすらもしない、市民生活を助けない、それでいて使わない水の分まで払う、朝里ダムと同じ構図です。当別ダムの過大な計画そのものが間違っていたということもあると思いますけれども、とにかくその点を、副市長、眠って聞いていらっしゃると思いますが、私は真剣に言っているのです。こういう無駄なところにお金を出して市民生活を助けないということは、市の役割を果たさないことです。その辺は本当に、副市長も北海道に要望していただいているということは聞いておりますけれども、最大の努力を払って、簡水の一般会計からの繰入れを少なくするように努力していただきたいと思います。いかがですか。

○副市長

何回か道にも行ってきておりますが、昨日も寄ってきたのですが、道の公費から違う自治体の特別会計の中に補助などをすることは、理屈的にはかなり難しいのではないのかと思っております。

(「何を言っているの」と呼ぶ者あり)

ただ、引き続き、この要望は歴史的経緯も確かにありますし、今後とも引き続き検討・要望していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○小貫委員

先ほど住宅の問題で、小林主幹が家賃補助の前例を話していましたが、私が結婚した時に、小樽市に住んでいたから、この家賃補助が使えなかったのです。そういう意味で定住ということを一般質問で質問させていただいたということも、ぜひ考えていただければと思います。

◎国民健康保険事業特別会計について

それで、国民健康保険事業特別会計についてなのですが、まず賦課限度額について、4人家族で片方が働いている40歳代の夫婦のモデルケースにおいて、医療分、後期高齢者支援金分、介護分それぞれで、限度額に到達する所得について説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

平成25年度の料率ということで計算いたしますと、医療分につきましては、所得410万円、給与収入580万円で賦課限度額の51万円に達します。また、後期高齢者支援金分につきましては、所得292万8,800円、給与収入433万6,000円で限度額の14万円に達します。また、介護分につきましては、所得246万8,000円、給与収入376万円で限度額の12万円に達することとなります。

○小貫委員

医療分と介護分に、後期高齢者支援金分もそうですけれども、大きな開きがあるわけですが、これについて、なぜこのようなことが起きるのか、説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

介護分につきましては、40歳以上65歳未満の加入者に係る保険料ということでございますけれども、これは国の通知に基づきまして、社会保険診療報酬支払基金が算出した小樽市がおさめなければならない介護納付金の総額が通知されます。その額を世帯の所得から人数等で逆算していきまして料率を決めておりますので、医療分の賦課限

度額より下がることにつきましては、小樽市としてはどうしようもない部分ではないかということで考えております。

○小貫委員

全国では平等割を廃止しているところもあると聞くのですけれども、平等割を廃止すると、どのような影響があると考えてのかお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

保険料のうち平等割を賦課していない2方式を採用している自治体というのは、恐らく都市部で若い世代が多くて医療費もそれほどかからない、所得の高い世帯が多いというところであると思っております。平等割がなくなりますと、その分、均等割、所得割の割合が増えることになると思いますけれども、そういう自治体においては、1人当たりの医療費も低く保険料も低い状況でございますので、そういった方式も可能であると思われます。小樽市の場合は全く逆の状況でございますので、この方式を採用すれば、低所得者だけでなく全世帯の負担が増えることになるものと考えております。

○小貫委員

ただ、1世帯当たりの被保険者数は1.5人となっています。ということは、ひとり世帯が結構多い中で、平等割が第二の均等割になっていると思うのですけれども、実際に試算してみて、今言ったようなことなのかどうか、お答えください。

○（医療保険）国保年金課長

試算ということでございますけれども、そもそも、2方式にするというのが、先ほど言いましたように、やはり医療費がかかっていない、所得の高い世帯が多いという状況でございますので、小樽市としては、そういう条件が全く違っておりますので、その辺の試算はしておりません。

○小貫委員

時間が足りなかったものであれなのですけれども、国庫支出金の過去の経過を見て、調べてみましたら、1983年度で58パーセントの小樽市に対しての支出金でした。ところが、平成24年度は22.5パーセントということで、国保会計の高い料金の背景には、やはり国庫支出金が大幅に削られてきたことがあると思います。そのことについては、国にしっかりお金を出していただくよう強く要請していくことが、国保会計の負担軽減につながるのではないかと思いますけれども、それについてはいかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

国の財政負担の拡大につきましては、北海道市長会などを通じて、再三要望を出しているところであります。具体的に申し上げますと、国民健康保険財政は、医療費の増加等により恒常的に厳しい状況にあることから、国庫負担をさらに拡充強化し、財政基盤の安定を図ることということで要望しているところでありますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎職員給与について

まず、職員給与について質問させていただきます。

職員給与につきましては、小樽市の財政が本当に厳しい中、職員の皆様方、独自削減をして、この危機的状況に対し、皆さんの我慢でこれまでやってこられたことに、大変敬意を表する次第であります。今回、職員給与の独自削減率が緩和される議案が上がっておりますが、この職員給与の独自削減を戻す条件はそもそも何だったのかとい

うところを、まず 1 点お尋ねいたします。

○（総務）職員課長

今回、独自削減を緩和するわけですが、この独自削減を始めた目的といいますのは、市の累積赤字の解消のためというのが目的でございました。

○上野委員

累積赤字解消が目的ということで、累積赤字は既に、平成22年度で解消されていたと思うのですが、今回、独自削減率を戻す時期が目標とずれていますので、今回に至ったそういう事情にはどのようなものがあったのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

先ほども話がありましたように、本来であれば累積赤字を解消した平成22年度に、その後に戻すというのが本来であったと思うのですが、その後の予算編成に当たって、収支均衡予算が組めなかったことから、引き続き職員に削減をお願いしてきたところです。

○上野委員

平成26年度では、収支均衡予算が組めそうだとということで、こういう条例が上がっているということなのですが、国では、昨年度もそうですが、独自削減をして、地方にも独自削減を要望して、努力に応じた交付金の上乗せというか、そういう配分をするような話があったと思います。今回このように削減率を緩和することによって、26年度、小樽市に入ってくる国の交付税等に影響があるのかどうなのか、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○（財政）財政課長

今回、給与削減率を緩和することによって、交付税に影響というのは、今のところないものです。

○上野委員

給与独自削減を緩和しても特に交付税への影響はないということでありますので、最後に、この給与削減率の緩和なのですが、昨日も除雪費の話が出ておりまして、除雪費は今年度もまた昨年度より上乗せになって、財政調整基金のお金もなかなか厳しい中、今後も小樽市の財政はなかなか結構綱渡りの状態が続いていく可能性が多分にある中で、独自削減率の緩和に関して、今後また独自削減もあり得ると思うのですが、職員組合とはどのような話がなされているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

残りの削減、今回 2 分の 1 緩和させていただいたのですが、残る 2 分の 1 につきましては、できることなら平成27年度にも復元をと考えておりますが、それは財政状況を見ながら改めて組合と協議するという申出は行っております。また、その後につきましても、財政状況により予算が組めないという状況になれば、再度、独自削減について組合に対して協力を依頼しております。

○上野委員

給与というのは、職員の生活にかかわってくることで、やはりことごとく急にアップ、急にダウンというのはなかなか厳しいと思うのです。その中で、小樽市も財政が本当に非常に厳しい。ぜひ今後とも、うまくそういう財政が組めるような予算配分を市長には御努力いただいて行っていただきたいと思います。

◎卒業式・入学式について

続きまして、教育についてお尋ねします。

一昨年、入学式、卒業式なのですが、伝統にのっとりた厳粛な儀式が行われるようにということを我が党としても要望しておりまして、昨年、市内の全校で、伝統にのっとりた厳粛な儀式が行われたということなのですが、今年も、明日、中学校、そして来週、小学校の卒業式がありますけれども、昨年同様の取組がなされて厳粛な

卒業式が行われていくのか、その取組についてお聞かせください。

○（教育）指導室長

平成24年第4回定例会におきまして、教育長から学習指導要領に基づいて、儀式的行事のあり方については、市内いずれの学校においても同じように行われることが重要であるという旨の考えを示したところでございます。それに基づきまして、昨年、小学校、中学校とも、入学式、卒業式につきましては、同じような形で、厳粛な形で行うことができました。また、今年度につきましては、年間を通じまして、校長会等を通じて指導するとともに、実は昨日も臨時の校長会を開きまして、その中でもしっかりと学習指導要領に基づいた卒業式となるように指導したところでございます。

○上野委員

せっかく全校で同じ、統一をもってきちんとした儀式が昨年できましたので、ぜひとも、本年も、そして当然ですけれども、来年、再来年とずっとそれが固定化されるように御努力をお願いします。

◎子供の学習について

続きまして、子供の学習に関して質問させていただきます。

まず、樽っ子学校サポートについてお尋ねしますが、この樽っ子学校サポートは来年度で3年目に入るのでしょうか、取組の推移をお聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

樽っ子学校サポート事業の推移についてでございますが、平成24年度から行われたこの事業については、小樽商科大学と協定を結び、小樽商科大学の学生のサポーターの登録数ですけれども、昨年度は11名であったのに対し、今年度は27名と増えております。それから、小樽市内の小・中学校への派遣の数ですけれども、昨年度は延べ16校に対し、今年度は延べ22校、それから、学校に派遣したサポーター数であります。昨年度は延べ23名に対し、今年度は194名、さらに、サポートを受けた児童・生徒数でございますが、昨年度は1,015名に対し、今年度は3,330名と増えているところでございます。

○上野委員

今の結果を聞きますと、本当に着実に取組が進んでいるという実感を数字の上からもうかがえるわけであります。学力については、本当に時間がかかることだと思うのですけれども、こういう地道な取組を、ぜひとも裾野を広げてお続けになられまして、将来的な学力向上にぜひつなげていただければと思います。大変いい取組でございますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

授業についてお尋ねしますが、一昨年、授業等を直接学校に行って見させていただいた中で、習熟度別の授業を見させていただいたときに、以前、質問させていただいたのですが、習熟度別の授業の取組の内容について、クラスが分かれていても、あまり内容的に差異がないような感じが見受けられました。その辺を少し質問させていただいて、いろいろ取り組んでいくという話でしたけれども、その後、どういう取組がなされているのか、お聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

習熟度別少人数指導につきましては、やはり児童・生徒一人一人に対してきめ細やかな指導を行うこと、それによって指導の効果を高めることを狙いとしておりまして、その指導方法についてもさまざまございます。そのために、教員は絶えず研修を積みながら、よりよい指導方法を工夫・改善しているところでございます。それに当たりまして、指導方法工夫改善の加配校というのが市内に18校あるのですが、その学校においては、教科の指導時数の半分以上、50パーセント以上で習熟度別少人数指導が行われております。また、小樽市教育委員会主催の研修講座におきましても、授業公開を中心とした研修講座を開催して、習熟度別の授業のあり方について研修を深めていると、そういったところでございます。

○上野委員

また、授業の中身について以前に質問したときにも、ノートを活用した取組をぜひ行っていただきたいと。ノートは1冊になっておりますので、書いたら書いただけ積み上がって、児童・生徒がどう学んだかを教員も見ることができるのです。プリントが結構多用されているのは何度か見せていただいたのですけれども、ぜひノートをしっかりと児童・生徒が書いて、それを教員が見たときに、しっかりとやっているかどうかを確認できるような取組をぜひお願いしたいということで質問させていただきますが、その後、ノートを使った授業の取組はどのようになっているか、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

ノートを使用するということは、委員がおっしゃいましたとおり、子供たちの思考の過程を振り返り、それから学習の記録化にも有効であるというふうに考えております。本市においては、今年度、これは初めてだったのですが、第2期の学校訪問という部分で、市内全ての学校で校内の研究授業を行って、その研究協議に道教委の指導主事とともに私どもも入りまして、指導・助言を行ってきたところでございます。その中のテーマの一つとして、今日の授業のノートの指導のあり方はどうだったのかと、そういうこともテーマに取り上げながら指導が続けているところでございます。市内各校においてノート指導を効果的にすることは、秋田県でも行われておりますが、家庭学習の充実ということにもつながっていくというふうに考えておりますので、今後ともノート指導のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

前向きに取り組んでいただいているようで、本当にありがとうございます。

今、御答弁の中で、秋田県の取組が出ました。学力向上の先進地である秋田県のさまざまな取組を、今、教育長はじめ教育委員会としても取り込んでおります。私も何度か講演会に出させていただきましたけれども、秋田県の取組の中で、秋田県独特と言ったらおかしいのですが、秋田県では当たり前に行っていること、主に生活面といった部分で小樽市と違うところが多々あったように思います。そういう中で、教育長は今年度の教育行政執行方針の中で、「厳しい現実の社会の中をたくましく生き抜いていける基礎基本の学力をしっかりと身につけるなど知・徳・体のバランスのとれた人材を育成することが求められていると認識しており」とおっしゃっていますが、今回初めて「徳」という言葉が出ております。今までの教育行政執行方針の中には、徳という概念の言葉はなかったのですが、そういう生活、徳というのは、人間のやはり人としての根幹の部分ではないかと思っています。そういう意味で、秋田県の取組を、この徳という言葉で教育行政執行方針に表して、これから子供たちの生活習慣、そういうものにも取り組んでいく姿勢なのではないかと思っていますけれども、この徳の意味をぜひ教育長にお聞かせいただければと思います。

（「何か釈迦の説法みたいだな」と呼ぶ者あり）

○教育長

徳というエリアは非常に広くございまして、一言では言えないのですが、私が主にイメージしているのは、三つの大きな、国語教育、それから国際観光都市の英語教育、もう一つが小樽の歴史ということを申し上げたのですが、歴史というのが、子供たち自身が今ここに存在している意義は、先人の血と汗と涙で築き上げた自分の住んでいるまち、そこに自分が存在をしているということをまず子供たちにきちんと理解していただきたい。今ある自分の存在が先人のどういう努力の結果、ここに存在するのか、また、自分がここに存在するのが、祖父母又は両親、そういう人たちのさまざまな苦勞の下に自分が存在をしている、その存在が、今度、自分がこのまちのために役に立つ人材として過ごしていかなければならないか、その自覚をやはり、小樽の歴史を教えながらきちんと学ばせてあげたいというのが、私の主な徳の考え方なのです。

そのためには、まずは教員に小樽の歴史をきちんと覚えていただきたいと思いますし、そういうふうに存在する

子供たちを大事に、やはり役に立つ人材として育てていくのだという自覚を持って子供たちに接してほしい、そういう意味で小樽の歴史ということも申し上げました。また、築校小樽塾の中で、11講のうちの3講で、小樽の歴史という講義を3度続けておりまして、そのアンケートの中でも教員が、小樽の歴史をしっかりと自分たちが覚えなければ子供たちに教えられないと、こういう結果もございます。その歴史、小樽ならではの歴史というものはやはり財産だと思うのです。小樽の歴史は、北海道の歴史でありますから、そこに存在する自分というものをまず自覚した上で、自分がどういうふう to 育っていかなければならないか、しっかりとした目標を持った子供たちになってほしいと、そのような意味で取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員

本当に大変深みのある、意義深い御答弁をいただきました。日本人の誇りというもの、最近、本当に問われていまして、日本人なのに日本の建国の歴史すら知らない日本人が非常に多かったり、自分のまちなのに自分のまちの歴史を知らない地域住民も多かったりするわけです。ぜひともこの誇りというもの、徳というものをぜひとも広げていただきたいと思います。

そこで、今ちょうど、教員もそういうものをやはり学んでいかなければならないということで、教育長のお声かけで築校小樽塾を、私も参加させていただきましたが、今やられていると思うのですが、これまでの築校小樽塾の取組と、今後またぶん継続してされると思うのですけれども、今後の取組もぜひお聞かせいただければと思います。あと、私が行ったときは、結構若い教員が多かったのですけれども、築校小樽塾に参加されている年齢層と、参加の塾生というのですか、どれぐらいで推移しているのか、お聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

まず、築校小樽塾の構成メンバーから説明させていただきますと、私たちは塾生と呼んでおりますが、平成24年度は34名の塾生の加盟がありました。今年度、18名が加わりまして、52名の塾生がおります。今年度の年齢別の人数なのですが、52名中、20代が25名、30代が12名、40代が13名、50代が2名という構成になっております。

続きまして、取組についてでございますが、昨年度は小樽市PTA連合会の方々、それから青年会議所の方々を招いて、保護者から見る学校の姿や小樽の将来などについて話し合う機会を持つ、そういう内容をさせていただきました。今年度は、奥沢水源地の見学、それから学習支援ボランティアの現状と課題、先ほどありました小樽の歴史、それから道教委の次長を招いての学力向上の取組など、さまざまな角度からの研修を進めてまいりました。今後は教員の指導力の向上の研修はもとより、教員が実際に学校から外へ出て、小樽のまちづくりに参画していくような活動も取り入れていきたいと考えているところでございます。

○上野委員

ぜひとも、今までの教員の枠を超えた考え方や、そういう人とのつながり、あるいは取組をなさっているということは大変素晴らしいことであります。ぜひともこの活動はさらに続けていただくとともに、年齢構成を見ると、やはり若い世代が多く、中年層というか、40代、50代はなかなか厳しい部分があるのかなと思いますので、その辺の掘り起こしもやはりまだまだ、逆に、長年、教員生活をされていた教員から学ぶものもたぶんあると思うので、ぜひともさまざまな年齢層がさらに取り組めるように頑張っていただきたいと思います。

◎ジャンプ台について

続きまして、潮見台と望洋台のジャンプ台についてお尋ねします。

ソチオリンピックが終わり、パラリンピックが行われています。札幌市でも今後、冬季オリンピックに名乗りを上げるかどうかということで、結構オリンピックは、一般質問で話をさせていただいたのですけれども、これからの日本のキーワードになっていく、そういうものも多々あると思うのです。ジャンプ台について、何回か質問させていただいておりますけれども、利活用に対してはなかなか難しいところではありますが、今、小樽でもジャンプをされている子供たちがいて、潮見台のジャンプ台を使っているのですけれども、そのジャンプ台の老朽化が十分

進んでいる中で、今後この望洋台と潮見台のジャンプ台をどうしていくか。潮見台の人たちからは、潮見台のジャンプ台は老朽化して使い勝手が悪くなっている、あと、大会をするにも駐車スペースがなかなかなく、住宅地の本当に端のほうにあるので、できれば何とか整備もしていただきたい、あるいは望洋台にジャンプ台があるので、統合も一つの視野にして考えてはどうかという御意見もいただきます。現実のところは財政の問題もありますけれども、今後この二つのジャンプ台について、どのような考えを模索していращやるか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

今までもジャンプ台について、また今オリンピックなどでスキー競技の熱も上がってきている中ではございますが、現状は、委員もおっしゃったように、潮見台ジャンプで、ジャンプ少年団の約10名が週4回練習しており、シーズン中に大会が3回ほど行われているという状況です。また、望洋ジャンプについては、オフシーズンの有効活用として、オートキャンプ場として利用しているだけで、冬のスキー競技では利用されていない現状がございます。その中で、今、話をしました潮見台ジャンプの現状の使い方や利用状況なども考慮し、小樽でのジャンプ競技の見通しや今後の需要などがあるのかどうなのか、望洋ジャンプの廃止に向けた検討なども含め、今後、競技団体、スキー連盟と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○上野委員

お金もかかることではありますけれども、子供たちにとって、今ジャンプも、冬季オリンピックになるとまた盛り上がってくるのです。子供たちが今、飛んでいる、その芽を潰さないのもやはり、子供の体力向上とつながるかどうかは微妙かもしれませんが、子供の夢に間違いなくつながると思うのです。そういう既存でできるものが小樽にあるわけですので、それを生かして行って、あるいは財政面で負担が多少あるかもしれませんが、子供の夢に向かって支えられる部分は、今後ともぜひ連盟と協議して、よりよいジャンプの活動ができるようにお願いします。

◎小樽ジャンクションについて

最後に、小樽ジャンクションについてお尋ねします。

高速道路につきましては、今回、高速道路が共和町まで延びるような方向性になったということが新聞に載っていましたが、残念ながら小樽ジャンクションの件はあまり新聞でも取り上げていないようです。小樽ジャンクションは今ハーフジャンクションとして建設されていますが、フルジャンクション化に向けて、ぜひとも緊急のための道路でもありますし、やはり小樽に向かう道路がないと、小樽を飛び越えてしまうような、そういう兼ね合いから、市長をはじめフルジャンクション化の要望をかけていると思うのですが、現在の取組ぐあいをお聞かせいただければと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

取組状況につきまして、要望につきましては平成18年度以降、毎年行っているわけなのですが、25年度、要望回数を増やしまして、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会では5回ほど要望を行っております。また、小樽市医師会においても4月に要望していただいておりますし、小樽市、小樽市議会、小樽商工会議所の3者連名での要望活動も8月に行っているところでございます。

○上野委員

以前に質問したときに、高速道路の完成を考えると、フルジャンクションの一つのタイムリミットは平成28年ではないかという御答弁をいただいたのですが、いよいよ26年でありますので、あと2年が一つの山場なのかなと思います。今後2年間でフルジャンクションをつくっていただくようなさらなる取組が当然必要になってきます。現状ではあまり動いている様子がないので、この2年間でどういうことを考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

小樽―余市間につきましては、平成30年度に供用開始ということで考えておりまして、残り4年ぐらいになってくるわけなのですが、もしもフルジャンクションにするのであれば、やはり二、三年は必要であろうということになりますと、26年度、27年度というのが非常に重要な時期になってくるということでございまして、26年度につきましては、さらに要望を強化していきたいと。そうはいつても、小樽市長一人だけで何回も要望に行くなどということはできませんので、後志管内の首長方にも協力いただいて、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会あるいは後志総合開発期成会もありますし、後志町村会もありますので、そういった方々に協力いただいて、東京に業務があるごとに、国土交通省あるいはNEECO東日本に要望していただく、あるいは小樽市議会、そして小樽商工会議所の要望の回数についても増やして、何とか地元の熱意を伝えていきたいと考えております。

○上野委員

以前に話を聞いたときには、地域の声がやはり一番大事だということでしたので、地域の声を本当にしっかりと取りまとめて、国土交通省には申し伝えていただきたいと思います。また、フルジャンクション化についても、段階的に、現実的な部分、本当にフルジャンクションなのか、あるいは4分の3という話もなきにしもあらずでありますので、どういうものが小樽にとって最もいいのかということを改めて考えながら、ぜひ要望を続けていただきたいと思います。

○鈴木委員

◎集約的都市構造とその誘導について

それでは、集約的都市構造とその誘導ということで、代表質問をしました関連で1点お聞きします。

住宅マスタープランにつきましては、先ほど共産党からの質問でかなり詳しくお答えいただきましたので、その件はやめまして、まず、どうしてこういう質問をしたかということを説明して、お聞きしたいと思います。

今、日本の人口は1億2,000万人以上います。ところが、2050年になると9,515万人、2100年には4,771万人と、人口が下がるわけでありまして、これは講師の方もおっしゃっていましたが、人口統計に関して言えば、ほとんど狂いはないと。数百年前の人口からこういう研究をされていまして、たぶん小樽市では、その場所場所で人口の引っ張り合いはあろうけれども、全体的にはこういう人口になるであろうと。だから、もちろん我々は小樽にお住まいいただく、そして小樽の人口を逃がさない、そしてできれば減る率を少なくする、そういう方策をいかに考えるべきかということがこの視点であります。

そこでふと思ったのですけれども、この根底はまちの都市計画にあるのではないかと考えています。今までどんどん人口が増えていた時代は、外側に広がって、それにつれて小売業、スーパー、そういうのもできていって、人口にくっついていろいろなサービス面がついていったわけです。逆に人口が減っていきますと、どうしてもそういうところが商売にならないということで、個人病院もやめていくし、公共交通機関も、ここだと採算がとれないということでやめていく、そういう形になる。それを見越して、ある意味、計画的に人口密集のボリュームゾーンをやはりつくっていかないと、ある程度そうやって購買力がある形をつくっていかないと、歯抜け状態になって、結局は外側でばらばら人が住んでいるところに、買物難民のような形ができたり、公共のいろいろなサービスも多岐にわたってできなくなったりするおそれがあります。集約という考え方をこれから30年、50年になるのでしょうか、かかってつくっていった、最終的に小樽がそうやって生き残っていけるようなまちにしていきたいというのが、まず考え方であるわけです。そこで、先の話ではあるかとは思いますが、そういう小樽市の今後の人口密集ボリュームゾーン、もちろん駅前の固定資産税がたかさんとする、集中するところをつくっていかないと、市税にもやはり影響はしてきますし、そういうところをつくっていくためのそういうお考えはどうかというのが今回の本当の質問でありまして、そのことについて大局的にお聞きします。

○（建設）都市計画課長

今まで、都市計画マスタープランが平成15年に策定されておりまして、その目標といたしましては、人口の減少や少子高齢化などの社会動向を考慮した利便性の高いコンパクトな市街地形成を考えております。その中で、中心市街地などの生活機能や、銭函工業団地などの生産機能、朝里川温泉地区などの交流機能などを拠点と位置づけ、道路などでネットワークを結ぶことで位置づけております。

○鈴木委員

それで、小樽市総合計画の中に、コンパクトシティうんぬんという記述というか、そういうのはありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

総合計画の中では、「生活基盤」に「市街地整備」という項目がございまして、その中で一つ、「中心市街地の整備」ということで、「よりコンパクトな市街地の形成に努めます」という部分、二つ目として、「周辺市街地の整備」ということで、一部省略いたしますけれども、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的な整備に努めますという記載をしております。

○鈴木委員

これはお願いしかないのですが、今まで言ったボリュームゾーン、例えば長橋、駅前、奥沢十字街、新光など、これらは例ですが、そういったところになるべく人口密集地域をつくって、公共交通機関をしっかりと結んでもらう、そして、小売、買物、便利なところは何かというと、病院などですけれども、そういうものも張りつけられるような計画をやはりそろそろつくっていただきたいと思うのですが、そのことはお願いできますか。

○（建設）都市計画課長

今後、平成31年度に見直す予定の都市計画マスタープランに向けまして、土地利用動向等を調査し、人口の密集の考え方等を踏まえながら、難しいかもしれませんが、検討していきたいと考えております。

○鈴木委員

これで終わりますけれども、本当に産業ということで、シャッター街が続いて、いろいろあります。そこをどうにかするためにお金をつぎ込むというのも、ばんそうこうを張るような形で、なかなか根本的な話にはならない。そういった中で、再編というのですか、まちのつくりをしっかりと再編していきつつ、計画的にやっていく。用途変更などはダイレクトに利権関係に絡みますので、確かに大変だと思いますけれども、そういうことを越えていかないと、まちづくりは本当になかなかできていかないかと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎認知症対策について

初めに、認知症対策について伺います。

一般質問で、国が示した認知症施策推進5か年計画、オレンジプランの本市の取組状況について伺っております。認知症に関しましては、より早期に発見して支援につなげる視点が重要だと思っておりますが、質問ではそれに有効と思われる認知症初期集中支援チームについて伺いました。この御答弁の中で、支援チームの設置については、専門職等の人材確保や医療と介護の連携など課題が多いとのことでありました。この課題について、もう少し具体的にお聞かせ願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの質問の課題についてでございますが、一般質問の市長答弁の中で、今、委員がおっしゃったように、二つの課題を申しています。今回、私からは、それに加えて、少し細かいことですが、補助金等の説明もさ

せていただきます。

まず、人材確保でございます。認知症初期集中支援チームについては、医師と、医療職の保健師、看護師、作業療法士など、また社会福祉士や介護福祉士などの介護職、この３者が一つのチームを組んで認知症の早期発見、早期診断につなげるということでございますが、先行してモデル事業を実施しています苫小牧市などの意見を聞きますと、最大の課題というのは、やはり医師の確保だということです。事業のうんぬんということではなく、まず医師の確保ができるかできないか、これが事業に入る最大の課題だということで、看護職、介護職も含めて人材の確保は非常に難しいのですけれども、医師の確保は特に難しいということと、包括支援センターに設置することになりますので、今、包括支援センターの強化を市で同時に進めております。平成27年4月1日から中部地域包括支援センターを分割して、新たに一つの包括支援センターを設置するというので、今、体制強化中でございますので、まずそちらの目安をつけたいという考えもございます。

それと、モデル事業のことを説明します。25年度に国は14市町村でモデル事業を実施しております。26年度に100か所の市町村をモデル事業として実施することとしておりますが、25年度の補助対象が10分の10で上限1,000万円、国が全部持ちますよという補助対象を、26年度から地域支援事業に見直しますということで対象を変えました。地域支援事業に見直すということは、小樽市の場合、介護給付費の3パーセントを地域支援事業で見えるわけですけれども、小樽市の場合はまだ余裕がありますので、地域支援事業で見るというふうになりますと、いわゆるルール負担分、市の負担、第1号被保険者の負担が出てきますので、小樽市としては25年度の補助対象の10分の10より当然厳しい条件になるということもありまして、集中支援チームになかなか手がつけられない状況でありますので、市長答弁の中でもありますように、第6期の介護保険事業計画、27年度からになります、その中で位置づけていきたいということでございます。

○千葉委員

今、具体的に丁寧に御説明いただきました。諸事情については本当に非常によく理解もしております。ただ、私が受けた相談の中には、重度化して精神科病院に入るしかなかったケースや、それを支えている家族の方が鬱状態に陥っているケースがありました。これらが全てではありませんけれども、そういうことを考えると、やはり早期に発見して支援につなげることが非常に重要であると思っております。今、補助金等の話もありまして、国でも毎年度状況が変わっていますので、その辺は非常に厳しいとは思っておりますけれども、小樽市の高齢化から考えると、まず前に進めることで、中期的にも長期的にも財政的なメリットが出てくる可能性があるのではないかと考えております。その辺はいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

千葉委員の質問にあった財政的なメリットとして考えられることは、早期に診断して早期に適切なサービス、医療・介護のサービスに結びつけることによって、医療費の削減や介護給付費の抑制、これができる部分は、財源の部分で言いますと、非常に大きな効果になるのではないかと考えております。その部分が幾らになるかという検証はできていませんけれども、委員がおっしゃる早期に結びつけるということは非常に大切なことでありますし、今、例として挙げられた家族の介護の問題などの中で、いっぱいいっぱいの状態で介護している方もやはりたくさんいるのではないかとというのは、私どもにも相談に来られますので、十分に理解はしているつもりです。そのような中でも、先ほど課題をいろいろと述べさせていただきましたが、国も今モデル事業をやっている最中で、このモデル事業を基に検証して、この認知症初期集中支援チームの基準などを示す形になるものですから、その基準が明確に示されないと、今モデル事業を見ても、医師の確保は常勤でいい、嘱託でなければだめだなどと、国がモデル事業を毎年やる中でもいろいろ柔軟に対応している部分がありますので、やはり正式にしっかりとした基準が示されてから動く形になるのではないかと考えております。

○千葉委員

先ほど医師の確保が非常に課題であると同ったのですけれども、せんだって市立病院調査特別委員会で、医療センターに認知症センターを開設予定と伺いました。今の話を伺っても、認知症センターの体制や構想が 4 月 1 日に走ってどうなのかと心配される面もあるのですけれども、その辺はいかがですか。

○経営管理部田宮次長

本年 4 月から医療センターに設置を予定しております認知症センターでは、まずセンター長に精神科の医師であります副院長を予定しております。さらに専従の精神保健福祉士を新たに採用して配置する予定です。そのほかにいわゆる兼務で精神保健福祉士が 1 名、それから看護師 1 名、それからあと臨床心理士 1 名という体制で考えております。

○千葉委員

医療センターとしては体制に不安はないということで理解するのですが、やはり認知症初期集中支援チームというのは、訪問することがまずメリットであると思っています。市民の話を伺っても、家族の方の話を伺っても、自分は認知症ではないから病院に行かないと言って、頑として病院に行かない親のことで悩んでいる方もいるということで、第 6 次介護保険事業計画の中で検討との御答弁でしたけれども、いま一度その必要性の認識と考えについて伺います。

○医療保険部長

認知症対策というのは、本当にこれからますます悩ましい問題というのですか、新聞で毎日、載らないことがないぐらい載っています。2025 年には 4 人に 1 人という話まで出ていて、非常に厳しい問題だと思っています。ですから、私どももこの部分について、今それぞれ御家庭で悩んでいるというのですか、現実として、日々苦勞されているという方の御事情はわかるのですけれども、今、国の制度として、要支援の分離の問題や利用者の負担の割合の問題など、介護保険制度自体が大きく変わろうとしています。そのいろいろある中にこの認知症というのも一つ柱ということであるものですから、やはり介護保険のいろいろなサービスと認知症との絡み、あと医療と介護サービスとの絡みなどということで、いろいろな要素の中に認知症が絡んで、その認知症が少し動くことで、ほかのサービス制度も動くということで密接に関係しているものですから、お気持ちとして、初期集中支援チームで今困っているものというのもわかるのですけれども、私ども保険者としては、いろいろな組合せの中で、どこが動くところか、そういう部分が小樽市の実態の中でどういう形になるかというのが、国の制度がまだはっきりと見えない部分もあって、なかなか見えていないところもあります。ですから、全体のある程度の姿を見た中で、認知症はこういうふうに行くという形で進めていかないと、人材も含めて財政的な問題もあってなかなか制限がある中で、手戻りするというのですか、あまりそういうことはできないものですから、その分では国のモデル事業の結果を見ながら、他都市の状況を見ながら、また国の制度が順次出てきますので、そういう全体の姿が見えた中で、小樽としてどう進むかという形ではやっていきたいと思いますので、そういう形で第 6 次介護保険事業計画の中ではストーリーを考えながら、いつ、どういうものをやるかというような形を検討しながらやっていきたいとは考えております。

○千葉委員

第 6 次介護保険事業計画の中で、計画となると 3 年、4 年という時間があるものですから、現在、悩んでいる方たちのそういう御苦勞もしっかりと認識していただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

◎学校開放について

次に、学校の屋内運動場の開放事業について伺います。

まず、この事業の目的についてお聞かせ願います。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校開放事業の目的についてであります。生涯学習の振興を図るために、学校施設を学校教育に支障のない範囲内において住民に開放することを目的としております。

○千葉委員

次に、使用料についてなのですが、教育委員会庁舎付属屋内運動場については、その使用に際して、電灯使用料が350円、暖房使用料が1時間1,100円ということでホームページに掲載されていまして、各学校の屋内運動場の使用料はどのようになっているのか、お示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校開放事業の使用料につきましては、電灯料金、冬におきましてはプラス暖房料金という形でいただく実費徴収という形になっております。この使用料につきましては、小樽市公有財産規則に規定する使用料として位置づけられております。電灯料金については、そこの基本料金等の計算の問題もありまして、さまざまな料金体系になっております。一番安いところでは、幸小学校が1時間当たり200円、また350円の部分につきましては忍路中央小学校など8校、また500円、一番多くいただいているところにつきましては塩谷小学校など14校となっております。また、暖房料金につきましては、1時間当たり500円から1,100円という幅がございまして、忍路中央小学校など4校が500円、天神小学校など4校が800円、塩谷小学校など16校が1,100円の暖房料となっております。

○千葉委員

今聞くと、学校の広さで違うのかなと思いましたが、若干そういう意味でもないもので、今日は時間がないので後ほど伺いますけれども、実費で使えるということで、目的からも非常に有効に活用されているかと思っております。この事業なのですが、平成25年度がまもなく終了しますが、25年度の使用状況、募集状況がどうであったのかお聞かせ願えますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成25年度の利用状況について説明いたします。25年度夏の開放枠が23校、冬は24校ございます。その中で、夏の利用状況につきましては、約68パーセントの利用状況となっております。32パーセントがあいている状況でございます。また、冬の利用申込みの状況につきましては、84パーセントが利用されておまして、16パーセントが今あきの状況となっております。冬場の利用率のほうが多少高くなっている現状でございます。

○千葉委員

募集を見ますと、第3次までであるということで、今のパーセンテージから、あきぐあいが学校によって違うかと思っておりますけれども、ほとんどあきがない学校と、あき状況に余裕がある学校について、学校名等を挙げて御説明願えますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、あきのある学校について説明させていただきます。平日につきましては、夜間の開放となっております、中心地と申しましょうか、平日の夜間では手宮小学校に少しあきがございます。中心部から少し離れたところの学校では、幸・北手宮・奥沢・桂岡・豊倉・忍路中央各小学校などがあいている状況となっております。また、土曜日、日曜日の日中から夜間にかけての開放では、手宮小学校、色内小学校、緑小学校、花園小学校は、中心部ですが、あきがございます。また、中心部から離れたところでは、忍路中央・幸・長橋・北手宮・奥沢・最上・潮見台・天神・望洋台・豊倉・朝里・桂岡各小学校などであきがございます。

また、あきのない学校についてでございます。塩谷小学校、高島小学校、手宮西小学校、稲穂小学校、入船小学校、張碓小学校、銭函小学校はあきのない状況となっております。

○千葉委員

そうしますと、あきのない学校もあるということなのですが、使用したい学校に申込みがかなわなかった

団体があるのかどうかについてはいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員も御存じのように、第 1 次募集、第 2 次募集、第 3 次募集と行っております。第 1 次募集の段階で、一つの学校に対して利用を希望する団体が複数ある場合、まず団体同士で調整していただいて、その中で調整がきかなかったものについては第 2 次募集、そしてあきのあるところということで、今とりあえず利用者同士の中で話し合いを進めていって、今、利用としてはおさまっているという状況になっております。

○千葉委員

このあきの状況の差についての考えを聞きたいのと、学校名を伺うと、学校適正配置によって今後再編が進められる学校も入っているのではないかと思いますけれども、この影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

最初に、今の利用状況についてでございますが、市内中心部がある程度埋まっている状況で、中心から離れているところにあきがあります。これは、利用者の移動等に時間がかかるということが一つの要因かと思えます。移動に時間がかかれば、練習時間も短くなるということが言えると思えます。

また、学校適正配置が進む中での学校開放への影響につきましては、利用団体の割り振りや開放枠の配分などについて今後検討していかなければならないと思っているところでもありますし、またその辺を研究しながら、申込みに来られる利用団体の意見も聞きながら、今後どう進めていくべきか検討していかなければならないと現在考えているところでございます。

○千葉委員

影響がないと考えるのか、影響が出ないように考えていくのか、後者でしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校適正配置が進む中で、学校数が減っていくという現状を踏まえますと、影響があるということを想定して検討していかなければならないと思えます。

○千葉委員

この状況を聞いたかったのは、学校の跡利用について伺おうと思ったからです。それで、今、旧祝津小学校の跡利用をどうしていくかということで考えられていると思うのです。私自身も、総合体育館や開放事業が行われている学校の体育館を使えないスポーツ団体の方等がぜひ使えるように何とか開放してほしいということで質問させていただきました。しかし、今、開放事業の内容を聞きますと、やはり中心部から離れている学校ではなかなかそういう利用が少ないのかなと感じております。この状況について、担当課ではどのように考えますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

旧祝津小学校の体育館なのですけれども、先ほど教育委員会でも、体育館の利用実態や場所による利用状況といった部分で答弁しておりますが、私どもといたしましては、そういった部分の利用者のニーズを十分に踏まえまして、法的な要件の整理の部分もございまして、暫定的な開放ということであれば、それに際してのルールづくりや管理の方法等も整理していかなければなりませんので、そういった部分も含めて総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

毎回そういう理由を聞いて、本当にそうだなと思っているのですけれども、閉校してから 1 年たちますが、この旧祝津小学校の管理経費として幾らぐらい今年度かかったのか、また平成 26 年度はどれくらいを見込んでいるのかについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

旧祝津小学校の平成 25 年度の管理経費ですけれども、見込みということで話をさせていただきます。まず、大き

なものといましては、電気料金が75万7,155円、それから機械警備を行っていますので、それに関する経費が55万7,261円、こういったもので通年でかかるランニングコスト、ほかにもございますけれども、こういった経費の合計が1年間で171万5,516円の見込みとなっております。

次に、26年度予算なのですけれども、こちらも大きなものとして電気料金と機械警備の関係等がございまして、合計いたしまして202万4,220円となっております。

○千葉委員

先ほどジャンプ台の御質問がありましたけれども、旧祝津小学校についてはまだまだ利用ができる、本当に普通財産だなと思っておりまして、この施設利用に関してはいろいろと法的な課題もあると認識しているところではあります。一日も早く跡利用についていい方向性を聞きたいと思っております。現在、検討中の内容と新年度に向けては、旧祝津小学校の跡利用をどのように進められるのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

新年度に向けました旧祝津小学校の活用策なのですけれども、昨年、意見交換を行ってまいりました祝津プロジェクトチームや祝津たなげ会の皆さん、こういった方々との協議を踏まえまして跡利用を考えてまいりますが、現時点で公共的な利用の見通しが立っていないことから、民間事業者による企画、提案といった部分も視野に入れて、利活用策の提案を受ける、こういったための利用条件の整理を行ってまいりたいと思っております。その整理を行った上で、地域の皆さんの御意見も再度お聞きしながら利活用を進めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

先ほど最後と言いましたが、企画、提案を受けるということは、やはりプロポーザル方式といったものもしっかりと視野に入れていくということによろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃったとおり、プロポーザル等を視野に入れた形で考えてまいりたいと思っております。

○高橋委員

◎ごみ収集車の過積載について

それでは、ごみ収集車の過積載について何点が伺います。

今定例会の代表質問で、環境問題の一つとしてこの質問をさせていただきました。本日、資料を出していただきましたので、まずこの資料の内容についてお知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

資料としまして、受入基準等違反の処分基準というのを提出しております。北しりべし廃棄物処理広域連合で混載や過積載が見られたことから、この文書を発したものでございます。

その中身につきましては、広域連合が定める受入基準に違反した廃棄物を搬入した場合には、違反点として1点をつけると、また悪質な過積載等の違反があった場合には1点をつけるというもので、この違反点が累積されまして、1点に達したときには厳重注意、2点に達したときには警告、3点に達したときは搬入停止3日間、8点に達したときには搬入停止6か月という処分になっております。

○高橋委員

それで、所長が少し言いましたけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合からこの処分基準が出された背景と目的についてお知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

背景につきましては、許可業者が搬入する廃プラスチック、一般廃棄物の中に産業廃棄物が混ざって入ってくることもございますので、そういう混載を防ぐため、それと過積載が見受けられたということで、この処分基準が設

けられたと聞いております。

○高橋委員

私もそのように伺っています。それで、本日出された資料の別表 1 の具体例の中に「悪質な過積載等の違反」と明確にうたっているわけです。今回、代表質問をする発端となったのはこの文章です。まず、具体的な数字を示していただきますけれども、市が委託している生活系可燃ごみ、いわゆる家庭ごみの過積載の直近 5 年間の推移について改めてお知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

過積載の推移につきましてですけれども、平成21年から本年 1 月までの数字で答弁させていただきます。

21年度は可燃ごみの搬入台数6,845台に対しまして過積載が476台、全体の 7 パーセントになっております。また、22年度は6,859台に対しまして、過積載が385台で5.6パーセント、23年度は搬入が6,672台に対して過積載が495台で7.4パーセント、24年度は6,698台搬入に対しまして過積載が275台で4.1パーセント、そして今年度、26年 1 月末現在では、搬入5,642台に対しまして過積載が102台で全体の1.8パーセントというふうに推移しております。

○高橋委員

年々減ってきていることがわかります。代表質問でも伺いましたけれども、それではごみの傾向としてどうだったのかということを数字上で確認しますが、平成20年度と24年度の比較で燃やすごみがどう推移したのかお知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

ごみの収集実績につきまして、清掃事業概要の平成25年度版で答弁します。

燃やすごみは市全体で20年度 1 万8,421トンです。24年度は 1 万7,100トンということで減少しております。

○高橋委員

もう一点、対人口比の割合というか、1 人当たりどのぐらいのごみが出ているかということなのですから、同じく平成20年度と24年度の比較でお答えください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

1 人当たりのごみの排出量につきまして、平成20年度は 1 人当たり136キログラムでございます。また、24年度は133キログラムでございます。

○高橋委員

今、御答弁いただいたように、人口減少とともにごみの量も減ってきているということで、割り返しても、若干ですけれども、年々下がってきていると、同じ率ではないという、そういうことであります。133キログラムですから、単純計算で1 人当たり 1 か月11キログラムぐらいでしょうか、そういう計算になろうかと思います。燃やさないごみの数字を見ると、少し不思議だなと思っているのですが、同じく平成20年度と24年度の比較でお知らせください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

燃やさないごみの平成20年度の排出量は2,816トン、24年度は3,003トンでございます。

○高橋委員

不思議だなと思うのですが、燃やさないごみだけが増えているのです。プラス187トン、6 パーセント増えています。これはどのように分析しておりますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

燃やさないごみが増えているということにつきましては、今、介護施設などに入所される高齢者の方が結構増えておりまして、その方が住んでいた自宅を整理する、片づけるときに出るごみが増えているものというふうに考えております。

○高橋委員

ごみの質と時代背景が変わってきているということですね。

話を戻しますけれども、過積載のデータについて、毎週でしょうか、毎月でしょうか、確認を忘れましたが、広域連合から市の生活環境部に報告が来ていると伺っています。私もデータをいただきまして確認してみました。直近 5 年間の 60 か月の中でどういう状況だったかというのは押さえていますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

直近 5 年、平成 21 年度から 25 年度にかけまして、毎週、広域連合から廃棄物の収集重量についてのデータはいただいております。特に過積載ということでのデータではないのですが、過積載がこの 5 年間、毎年 8 月にピークといますか、多い時期となっております。

○高橋委員

8 月と 1 月、二つ山があると思いますけれども、私が驚いたのは、この 5 年間で、毎月のデータの中で、1 回もゼロというのがありません。要するに過積載がなかった月はないわけです。減ってはいますけれども、当然ごみの量が減ってきていますから、それが要因ではないかと思うのですが、過積載ゼロの月がないということについてはどのように受け止めていますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

廃棄物の収集に当たる車が車検になったり、故障で修理に入ったりしまして、通常使っている車以外の車が路線に入ることもございます。そういったときに、ふなれなことから過積載を生じたものと考えております。

○高橋委員

それでは分析が不足していると思うのです。いろいろなケースが考えられるかと思うのですけれども、なぜ過積載がなくならないか、逆に言うと、どういう車が過積載を行っているのか、その状況についてもう少し詳しく分析する必要があるのではないかと。要するに対策を立てるためにランダムにそういう形で過積載になっているのか、特定の車がそういうふうになっているのか、特定の地域でそういう状況が多いのか、これについては分析しておりますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

過積載をする車両の特定、また地域、そういった細かい分析はしておりません。ただ、データとして車両ごとに記録しております。

○高橋委員

先ほどの処分基準ですけれども、これはいつからスタートしますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

基準を発しましたのが平成 25 年 4 月でございまして、1 年間は試行ということで、本格実施は 26 年度からというふうに聞いております。

○高橋委員

広域連合に確認しましたら、平成 25 年度はイエローカードだと、26 年度からはレッドカードを発行しますよという話でした。この処分基準が出て、生活環境部としてはどのような対策を行いましたか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

この処分基準が発せられたときに、委託業者に処分基準の周知とともに過積載をしないようにということで文書を手交しております。

○高橋委員

過積載ないように文書を送ったと、配付したと、それだけですか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

そうでございます。

○高橋委員

生活系の可燃ごみの収集は市の委託業務です。市にも責任が当然あると思っています。その中で、ただ文書だけ配付して、それで終わりということではないのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

過積載ですけれども、まず現状としましては減少傾向にございます。また、過積載をした都度、広域クリーンセンターの窓口で、搬入した車両の運転手に対して口頭で注意もしております。そういうことで、機会あるごとに、過積載防止に向けて周知徹底していきたいと考えていたところでございます。

○高橋委員

ただ指導しただけで減るのだったら、もう減っているはずです。もうゼロに近くなってもおかしくないと思っています。

先ほど所長が言いましたけれども、ふなれな方も作業に入る場合があるということでした。私は、例えばどのような方が、どのような業者が入っても、誰が見てもはっきりわかるような対策を検討したほうがいいのではないかと思います。具体的な例を言いますと、兵庫県西宮市で、計量器つきのごみ収集車をテストケースで使っているというのがあります。これについては、モデル地区ケースを使って、1,100世帯を対象に、この区域内の108か所のステーションごとに全部データをとって、地域ごとの具体的な数値内容を住民の方に示して、ごみの減量に役立っているということです。そして、当然、過積載も、誰が見てもわかるわけですから、ただ指導した、しないというだけではなく、そういう具体的な対策を講ずるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

西宮市の例のように、計量器つきの収集車の導入につきましては、委員がおっしゃるとおり、確かに過積載の防止につながるだろうとは考えております。今後、過積載がなくならないような状況になったときには、防止策として計量器つき収集車の導入も検討材料の一つとなるのではないかと考えております。

また、先ほど申しましたように、最近、過積載の状況としては減少傾向にありますことから、引き続き指導して、またマンションや住宅の建築などによって、ごみの排出量が地区によっては増加することもございますので、そういったときには排出計画の見直しを行った上で、そういった対応をして過積載の推移を見てまいりたいと考えております。

○高橋委員

今までにやってきた対策というのは指導しかないわけです。そういう中で、過積載が減っていない状況です。今の所長の御答弁だと、延長線上のことをやれば過積載はもっと減っていくのだというふうに聞こえましたけれども、そういうことでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

確かにゼロにはなっておりませんが、確実に過積載の割合が減少しておりますことから、引き続き指導してまいりたいと考えております。

○高橋委員

もう少し具体的に詰めていきますけれども、過積載は何をもって過積載となるかと、これは具体的な数値になるわけです。先ほども言いましたけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合から毎月、毎週、報告があるわけです。具体的にどの車がどのぐらいオーバーしているのかというのはわかるわけですから、具体的な分析をすべきではないですか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

広域連合からのデータは過積載の量ではなく、ごみの収集量でございます、それを基に、私どもが持っている積載量のデータと突き合わせて、過積載が何キログラムだったかというのがわかるわけでございますが、今後、そういうデータを基に、過積載に対しての防止に向けて指導してまいりたいと考えております。

○高橋委員

何か堂々めぐりなのですけれども、私はきちんと分析していただきたいということをまずお願いしたいと思えます。これについてはまた議論させていただきますけれども、お互いに詳細なデータがない中で言った、言わないという話になりますから、ここではそれを避けますが、どうも生活環境部の話を聞いていると、具体的な分析はしていない、具体的なデータの分析もしていないという中で、では何をもって過積載を防止するのかというのが私には見えないわけです。ですから、ぜひそういうことをやっていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

今後、過積載のデータを基に分析して、そういう対策を考えていきたいと考えております。

○高橋委員

最後に生活環境部長に伺いますが、今のやりとりを聞いて、これを放っておけばだんだんなくなるというような問題ではないと私は思っていますし、市の委託業務ですから、これはやはりシビアにやっていただきたいと思っているわけですが、部長の見解を聞いて質問を終わります。

○生活環境部長

反省すべきこととしては、広域クリーンセンターの搬入場所で過積載があった場合にその都度注意していた、そういったことに、市側としても確かに多少甘えていた部分はあったかと思えます。おっしゃるとおり、今後そういう過積載にならないような何らかの分析などをした上で、過積載が全くなくなるように検討していきたいと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

◎福祉避難所機能確保について

最初に、福祉避難所機能確保ということで、強化事業というようなことで予算措置されているわけですが、この予算措置の内容や目的、それからどういったことをやろうとしているのか、その辺をまずお示ししたいと思えます。

○（総務）小濱主幹

福祉避難所機能確保促進事業でございますが、平成26年度の事業内容については、避難所となる小・中学校で使用する段ボール製の組立て式間仕切りを150セット購入する予定でございます。使用目的としましては、災害発生時には、まず小・中学校などを避難所として開設しまして、避難が長期間に及ぶときには、体の状況などによりまし

て、一般的な避難所では生活に支障を来す高齢者や障害者の方などを対象として、福祉避難所を開設することになりますが、福祉避難所へ移送するまでの間や福祉避難所で収容できない場合に、小・中学校の避難所内に、プライバシーに配慮した介護や医療の相談などができるスペースを確保するために使用することを考えております。配置の場所ですが、来年度整備予定分につきましては、避難所となっております旧祝津小学校に保管することを現在のところ考えております。

○斎藤（博）委員

小・中学校の避難所で使うのだけれども、実際は旧祝津小学校に置いておくという形になっているわけなのですが、例えば何もないうき、管理などはどのようになるのですか。置きっ放しですか。

○（総務）小濱主幹

旧祝津小学校にはほかにも備蓄品等を置いておりますので、しょっちゅうということにはならないのですが、定期的というか、たまに中のほうを確認しに行つてはおります。

○斎藤（博）委員

今年度は福祉施設に同じ目的で同じものを用意したというふうに聞いているわけなのですが、今回は小・中学校で使う分だということですので、例えば実際に何らかの事故などがあつて必要になったときに、小学校の例えば校長など、そうした方々が旧祝津小学校にこういったものがあるということを理解されているのでしょうか。それとも、避難所をつくつたときには、あけるのも市職員だと聞いていますので、そういった方々がどういった手順に基づいて旧祝津小学校にある道具を自分が担当する学校に運び込むのか、そういったあたりはどうなっているのですか。

○（総務）小濱主幹

間仕切りについては、平成26年度に配置することになっておりまして、そのほかのものにつきましては、旧祝津小学校は今も避難所としておりますので、そちらで使う物品ということになっております。今後置いていく間仕切りについて、現在のところ職員等に周知などということとはしておりません。

○斎藤（博）委員

今年度予算の議論では、話を戻しますけれども、福祉施設に対応するということで同じものを購入した、予算措置されているというふうに記憶しているわけなのですが、私の理解では、それぞれの福祉施設に、数はわからなかったのですが、ある程度預けておいているのかなというイメージがあつたのです。新年度は小・中学校用だということですから、買ったものを市内の小・中学校にばらして置いているのかと思ったら、旧祝津小学校に集中しているということなのですが、例えば今年度予算措置した部分についてはどういった保管の仕方をされているか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

平成25年度予算措置いたしました福祉避難所用の間仕切りでございますけれども、これにつきましては、小樽商科大学の災害用の備蓄倉庫に保管する予定で、今月中には納品される見込みになっています。

○斎藤（博）委員

時間の関係もあるのでまとめて質問させてもらいますけれども、こういうものを買ひそろえていくことについては別に異議があつて言っているわけではないのですが、使う場所との連携、商大の体育館は相当遠いところにあるのですが、そういったところに置いてあるこういった物を、何かあつたときに、例えば朝里川温泉の施設で使うことになったときに、誰が誰にどうやって頼むのか、どうやって動かすのか、誰がどうやって運ぶのかというあたりは、どのように整理されているのでしょうか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

実際に災害があつたときのそういった間仕切りの輸送、あとはそういった物資よりもまず人の派遣が生じてくる

と思いますけれども、これらについては、災害時の運用マニュアル的なものが必要になってきますが、この作成や周知についてはこれから検討することとなっております。

○斎藤（博）委員

3月10日の新聞にもありますように、道内の35市に照会して、小樽市は69か所の避難所があるのだということが載ってまして、要は避難所運営マニュアルが今の時点では準備中ということになっているわけなのです。ですから、いろいろなものを備蓄していくというのは、別に指定されるものではないと思っているのですが、そこに集まってくる人などがそういったものをどうやって使うのか、誰にどうやって頼んだらいいのだろうかという部分をやはり同時並行的に準備していかないと、宝の持ち腐れになりかねないし、こういうところが動くときというのは相当混乱していると考えなければならないわけですので、そういった意味では、早急にこの避難所運営マニュアルを整備しなければならないと考えます。今、答弁の中でも準備しているということですので、今の時点で避難所運営マニュアルの作成状況がどのぐらいの状況なのかお知らせいただけますか。

○（総務）沢田主幹

避難所運営マニュアルの現在の状況でございますけれども、策定中ということで、今、答弁させていただきたいと思いますが、これにつきましては、平成26年度中に策定ということで考えております。

○斎藤（博）委員

つくる作業はもう進めているのかなとも聞き取れるのですが、要は市役所でつくることになるのですが、実際に避難所を運営する、という言い方は変だけれども、実際に何かあったときに避難所で、例えば炊き出しをやる人は誰なのか、鍵をあける人は誰なのかというのは、この間も議論になっていましたが、町会を相手にした防災の研修会があったときに、町会の役員ですら、町会の近くの学校の鍵を誰が持っているのかわからないという話をされていました。ホームページに載っているというような話もされていましたが、周知という部分ではやはりまだまだですし、今回つくろうとする避難所運営マニュアルも、例えば学校につくるということなどもありますし、町会の協力がなければならないということもあろうかと思っておりますので、できたのでこれで理解して協力してくださいというのではなく、つくる過程から学校の方や町会の方など、ほかにもあるのかもしれませんが、そういった方々にも意見を聞くような形で、この避難所運営マニュアルをつくる作業を進めていただきたいと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○（総務）沢田主幹

マニュアルづくりの過程でございますけれども、避難所の運営については、基本的に避難された方による自主運営を考えております。自治体職員も大災害時には被災しかねないということもありまして、東日本大震災の避難所運営の関係を見ますと、基本的には自主運営を考えております。ただ、自主運営についても、市職員が行かなければ恐らく采配できないだろうと考えております。また、自主運営に当たる町会の役員、連合町会の役員、これらの方の意見を聞きまして、施設管理者である学校長などと協議しながら、今、策定については考えております。

○斎藤（博）委員

この項最後に、今おっしゃった、つくる過程で、そういう実際に携わる方の意見を聞きながらつくってもらいたいという部分と、できるだけ早くつくってもらって、その周知、それから先ほどの新聞記事にもあるように、避難所の運営訓練をやっていますかという中で、当然小樽市はやっていないという部類に入っているわけですから、いろいろな場面を想定されるのでしょうかけれども、周知の部分、それからできたマニュアルに基づいて講習会を開く、それから現場における実際の運営訓練というものを早期に実施していただきたいと思いますが、その辺についての見解を求めたいと思います。

○（総務）沢田主幹

訓練等でございますけれども、実際に運営にかかわる市の担当者、職員の研修も必要になると思います。また、

そこら辺の図上訓練なども必要だと思います。それに伴って、最終的には避難所運営ゲームなどを踏まえて広く 69 か所全てでやるということでは難しいと思いますけれども、それらの関係する職員をどこかに集めるなど、そういう中で最終的に、避難所運営に当たってスムーズにできるような形で、その運営マニュアル作成後の体制ということでは考えております。

○斎藤（博）委員

できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

次に、ざっくりと自治基本条例に関連してというふうに項目を立てて質問させていただきます。自治基本条例に関係ないのでないかと思われるかもしれませんが、質問の都合上、こういうふうにくくっていますので、よろしくをお願いします。

◎行政評価について

まず、行政評価について何点かお尋ねします。

代表質問の答弁では、行政評価について、今、試行だということだったわけですが、改めて、いつから正式に動き出すのかという部分と、それから 2 回試行をやることによって、やり方や整理の仕方でもって、修正や見直しがあったのか、あるのか、その辺についてあわせてお答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま、正式な実施はいつかということと、見直し点等についての御質問がありましたけれども、平成 26 年度、次年度から一応正式な実施としたいと考えております。

それから、見直す点などにつきましては、今使っています評価調書の項目の整備、それから原部で一次評価をする際に非常に困難を伴いました指標の設定などに関しての具体的なやり方や考え方などについて、もう少しかみ砕いた説明を評価マニュアルで掲載するなどの見直しをしたいと思います。あと、実施スケジュールの管理も徹底しながら、これから毎年度継続して実施していくというような取組をしたいと考えております。

○斎藤（博）委員

代表質問で、結果について各常任委員会に報告してくれないかとお願いしたのですが、そうはならないのだという答弁をされました。改めて聞きたいのですが、行政評価の結果の報告は総務常任委員会でされるわけですが、どういった意味で総務常任委員会に報告されるのか、改めて説明していただけますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

総務常任委員会での評価結果の報告につきましては、市として全庁的に事業評価を実施した、それから総務部、財政部において評価結果を取りまとめたということについての報告をしております。総務常任委員会の報告の中では、事業それぞれの評価内容の説明などは行っておらず、資料としては配付させていただいているのですが、制度を実施したということの報告でございます。

○斎藤（博）委員

たまたまと言うと失礼なのですが、私がこの行政評価に強い関心を持ったのは、この間のふれあいパスの関係で、私は厚生常任委員会にいますが、厚生常任委員会の報告にもありましたけれども、この行政評価によって要検討となったというところが物の始まりの始まりなのだとありました。その後、いろいろやりとりしていて、その辺の経過については一定の理解をしたわけですが、やはり今後、それぞれの事業で、行政評価、特に二次評価の結果を受けて、いろいろな影響が出てくるのではないかと。もちろんよくなる部分もあるとは理解しているわけですが、議会の目から見たときに、どうなのだろうという目で関心を持っている部分もこれから出てくるだろうと思うのです。そういった意味で、今回のようなパターンでやられると、例えば行政評価の結果が出てから、第 1 回定例会で予算措置された結果について予算特別委員会として議論するわけなのですが、それに至る間の議論の場というのがなかなかないわけです。いきなり予算特別委員会で議論してしまうと、例えばよく

も悪くも与党の立場でどうなのだという話になってしまうわけなので、行政評価に基づいて物事が動くのであれば、第 4 回定例会で議論するという時間的な配慮がないと、いきなり予算案で勝負されても、こちらもつらいなという部分が率直にあるのです。そういったあたりを考えると、本当は各常任委員会に欲しいのだけれども、各常任委員会ではなく一括して出されてくるにしても、第 4 回定例会で議論できるぎりぎりはどこなのかという見極めはあるかもしれないのですが、第 4 回定例会の会期中、例えば 12 月に入ってからなどというのはきついなという部分もあるのであって、例えば、あえてどこかの委員会でやれとは言いませんけれども、やはり第 4 回定例会で議論ができる準備をする時間を置いて、行政評価の結果を例えば総務常任委員に報告する、会派代表者に配るやり方は当面仕方がないのですが、時期的な部分で、もう少し議論の時間、精査する時間を置いていただけないだろうかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

評価結果の報告の時期につきましては、先ほども申しましたとおり、見直す中で、実施スケジュールの管理を徹底していくということで、できるだけ早い時期に報告できるように今後進めていきたいと考えております。

○斎藤（博）委員

ぜひその辺の時間の配慮はお願いしたいと思います。

◎総合計画について

次に、総合計画に関連して、これも時間の関係で集約して聞きますけれども、今定例会で議論している後期実施計画については、策定根拠は自治基本条例にあるのだという話をされています。基本構想については、策定当時まだ地方自治法上の規定があったので、そこでもって議決しているのだと、そういった説明がありました。

それで、今後の部分なのですが、代表質問でも聞いていますように、次の総合計画をつくっていくことになると思うのですが、今、その策定根拠について、基本構想については地方自治法の規定があった時代に策定したからいいのですけれども、次の総合計画をつくるときは、地方自治法の規定はもうないわけですから、議会での議決をどこでしていくのかという議論が当然出てくるわけなのです。その辺について、まずどのように今後考えていかれようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

地方自治法の改正によりまして、まず、策定根拠につきましては、今、御質問にもございましたけれども、4 月から施行予定の自治基本条例の中で、その策定根拠を置いたという現状でございます。各市の状況、道内主要 10 市の状況を見る中では、多くが策定根拠を自治基本条例に置いているという状況、それから策定根拠とは別に、今、御質問にありました議決、これは策定根拠とイコールになりますけれども、その議決の根拠につきましては、地方自治法第 96 条によります議決事件条例、こういったものの中に置いている自治体が、10 市の中で 4 市あるという状況でございます。私どもとしましては、策定については、今、自治基本条例の中で置かせてもらっておりますけれども、そういう議決の部分がございますので、そういう状況も見ながら、基本構想の部分なのか、そのあたりを今後検討しなければならないという状況にあると思います。

○斎藤（博）委員

これはこれからの課題だと思うのですが、次の総合計画をつくるときには、議決の根拠については、総合計画基本条例のようなものをつくって、小樽市における総合計画とは何なのかということをきちんと条例で定めた上で、それに基づいた総合計画づくりというのも、選択肢の一つとして検討の中に入れておいてもらいたいと思うのですけれども、この辺はいかがでしょう。

○（総務）企画政策室薄井主幹

議決の部分につきましては、ただいま答弁いたしましたとおり、議決事件として条例に総合計画をつくるという置き方、それから、中には自治基本条例の中で議決をうたうところもありますし、今のところ件数は把握しており

ませんけれども、委員がおっしゃるとおり、総合計画の策定と条例の中で議決をうたっているところもございますので、そういう各市の状況なども調査しながら、その選択肢の一つとして、それも含めて調査していきたいと考えております。

○斎藤（博）委員

よろしくお願いします。

◎予算編成過程公表について

次に、予算編成過程の公表の部分についてです。

代表質問でも聞いているのですけれども、現在、平成26年度予算に関して公表できないかという話を聞いたのですが、改めて、ネックになってくる部分をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

予算編成過程の公開については各自治体で取組内容が異なっておりますので、小樽市としてどういう公表をするかによって、ネックになる部分が異なってくると思いますけれども、例えば公開するためのスケジュール的な部分、あと、そういう公開に当たっての事務量的な部分というのですか、そういう部分で、公開の仕方によっていろいろそれに合わせていくという部分が出てまいりますので、その辺を課題として見直す部分が出てくるというのが、ある意味ネックになるというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

それで、突然だったという部分もあるのですけれども、一応、今日は予算特別委員会の最終日で、もうすぐ新年度になるわけなので、時間があれば、平成26年度予算の編成過程を振り返るような形で、私が聞いているのはその入り口と出口をきちんと出してくれと、それも部局ごとに出してくれと、そういうお願いをしているので、ホームページに札幌市はこうやってきちんと出しているわけなのです。そういったものを、26年度予算について、今日、明日ではないし、委員会に出せというわけでないのですけれども、入り口、出口について、整理したものを部局ごとに出してもらうというのは可能でしょうか。

○（財政）財政課長

まず、入り口、要求額につきましては、本会議で市長からも答弁させていただいておりますけれども、あくまでも公開を前提として資料をまとめておりませんので、この辺については御理解いただきたいと思います。

出口の部分についてなのですが、市長からも一部答弁させていただいておりますが、私から言わせていただきますと、部ごとですけれども、福祉部で180億1,000万円、総務部で95億7,000万円、財政部で93億9,000万円、医療保険部で65億6,000万円、教育部で30億1,000万円、ここまですべてが市長が主なものということで言っております。以下、産業港湾部で29億3,000万円、建設部で27億円、生活環境部で24億円、保健所6億3,000万円、消防本部5億4,000万円、議会2億9,000万円、その他で1億6,000万円、これが部局ごとの予算額となっております。

○斎藤（博）委員

それで、今回、議論としては了解しているのですけれども、こういった議論を踏まえて、先ほど財政課長からも、いろいろネックがあつて、特にスケジュール的な部分で、原部、原課に無理をかけるのもどうなのだろうというのは、やりとりとしてはあるのですが、こういった議論をさせてもらって、今年の夏以降、平成27年度予算の編成が始まるだろうと思うわけですが、27年度予算の編成に関しては、ぜひ入り口から出口まできちんと一覧表で出せるように努力していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○（財政）財政課長

小樽市として、今後、予算編成過程の公開のあり方をどうするかというのは、他都市の状況などを参考にして研究してまいりたいと思います。世の中の流れとして公開というものも一つありますので、今後の作業に向けては、公開ということは意識して作業を進めてまいりたいと考えております。

○斎藤（博）委員

改めて時期が来たらまた聞かせていただきますので、よろしくお願いします。

◎（仮称）消防署オタモイ出張所について

最後に、消防について、まとめて聞かせていただきます。

今回、長橋出張所と塩谷出張所の統合を考えているわけなのですが、その統合の場面を、配置される車両の部分、それから配置される職員の数でまずお知らせいただきたいと思います。あわせて、過去 3 年間の両出張所それぞれの出動件数、それから、特に心配しているのですが、長橋出張所と塩谷出張所から同時に出動したことがこの 3 年間にあったのかどうかという部分、それから、それぞれの出張所では、ほかのところで火災出動したときに、応援態勢に入って移動して動いていっていますけれども、そういったあたりの状況についてどういった実績があったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）主幹

まず、長橋出張所及び塩谷出張所の現在の車両数及び職員数でございますが、長橋出張所につきましては、タンク車 1 台、予備のポンプ車が 1 台、職員は 14 名でございます。塩谷出張所につきましては、タンク車 1 台、救急車 1 台、予備のポンプ車 1 台、職員は 12 名でございます。（仮称）消防署オタモイ出張所の体制でございますが、現在の長橋出張所と塩谷出張所の車両と人員をそのまま統合する体制といたしたいと考えておりまして、タンク車 2 台、救急車 1 台、予備車 1 台で職員は 26 名となります。なお、現在、塩谷出張所に配備している予備車につきましては、老朽化により廃車予定としております。

○（消防）警防課長

引き続きまして、過去 3 年間におきまして、長橋出張所管内と塩谷出張所管内で発生しました建物火災への出動回数でございますが、平成 23 年は、長橋管内が 0 回、塩谷管内が 5 回、24 年は、長橋管内が 10 回、塩谷管内が 1 回、25 年は、長橋管内が 1 回、塩谷管内が 0 回でした。

同じく 3 年間におきまして、両管内で同じ時間帯に火災出動したことでございますが、過去 3 年間におきましては、両管内で同じ時間帯に火災出動したことはございませんでした。

もう一点、今まで同一管内で 2 件以上の災害が発生した場合の実績でございますが、これにつきましても、小樽市ではあまり実績はございませんけれども、同一時間帯に複数の災害が発生した場合には、先の災害に対応していない隊が、市内の残りの隊が次の事案に対応するということで、塩谷出張所と長橋出張所が統合するに当たりましても、今までどおり、対応は一切変わることはございません。

○斎藤（博）委員

まとめて申しわけないけれども、3 点聞かせてください。

最初に、今回の統合によって、塩谷出張所にある予備のポンプ車が 1 台削減になるわけですが、担当するエリアは変わっていない中で、予備車が 1 台減るわけなのですが、その辺の影響についてはどのように考えられているのか。私の認識では、予備車も含めて小樽市の消防力だというふうに説明を受けた記憶もあるのですが、人員の部分は別として、予備車 1 台を削って影響はないのか、お聞かせください。

二つ目に、現在、塩谷出張所は蘭島支所を抱えていまして、蘭島支所に 1 台消防車を置いて、そこに人を張りつけているわけなのですが、今言っている部分にはそれが含まれていないわけなのだけれども、その扱いについてはどうなっているのかと。それも入れた新しい体制を、もう一回人員を含めて説明していただきたいと思います。

最後に、塩谷出張所は、塩谷サービスセンターと抱き合わせているというか、上、下で重なっているつくりになっているわけですが、出張所とサービスセンターの所管の部分で、出張所がなくなった後の扱いや考え方について、何か協議していることがあったらお知らせいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、1 点目の、統合後に予備車が 1 車減になるけれども、それについて支障はないかという御質問でございますが、これにつきましては、予備車はもともと非常用の車両として考えております。したがって、各所属の車両が故障により運用できなくなった場合の非常用の車両ですので、所属に 1 台配備していれば支障はないというふうに考えております。また、御指摘のありましたように、大災害が発生した場合に非番員が使ったりする場合の活用につきましても、市内に配属しております他の予備車の対応で可能ではないかというふうに考えております。

○（消防）主幹

2 点目の塩谷出張所蘭島支所の捉え方ということでございますが、統合後の蘭島支所については、現在と全く同じ体制というふうに考えておりまして、車両がタンク車 1 台、職員が 10 名という体制で、現在と変わらずということで考えております。

○（消防）総務課長

現在の塩谷出張所から塩谷の消防隊が出ていった後の跡利用ということですが、おっしゃるとおり、出張所の下に塩谷サービスセンターが入っております。2 階は勤務室と車庫になっているのですが、これを今後、例えば町会の何かちょっとした集会所のようなものに使えるのか、実際にサービスセンターにもありますけれども、あと、まだはっきりと決まってはいませんが、塩谷の消防団で何か利用ができるのかなど、新年度に入って、関係部局と相談しながら煮詰めていきたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎不用額について

最初に、財政部にお聞きしますが、予算編成があるのですが、予算というのは基本的には収支、いわゆる収入で対応できると考えていますので、基本的に例えば資金的にさまざまな資金を使って用意してこういう事業をやりますという感じで見ておいてよろしいのか。

また、不用額等が出た場合は、そういうものを、不用額を使える資金は持っていると考えてよろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

資金という言い方ですとあれなので財源という形で言わせていただきますと、あくまでも入りがあっての出になりますので、歳入を見込んだ中で、歳出もそれに合わせて収支均衡の予算を編成している形になっております。

不用額の部分につきましては、その不用額が一般財源かどうかにもよりますので、単純に財源が、歳出の減によって不用額が出たとしても、歳入が落ちていく事業もありますので、そういう場合は単純にそれを使えるというふうにはならないというふうに思います。

○吹田委員

基本的にこれは 1 年間動きますので、常に事業が、順々に物事は進んでいくと思いますけれども、我々のほうで、例えば今は第 1 回定例会ですから、第 2 回定例会、第 3 回定例会といったときに、今、市のほうで、不用額として、その段階で、不用額でどの程度の資金を持っているのかということについて、出してもらいたいという場合は出るのでしょうか。

○（財政）財政課長

事業につきましては、1 年スパンで行っているものが、例えば福祉部でやっている扶助費の場合は、そういうような形で最後の最後まで支出を伴って行って、それは見込めませんので、中には工事などでもうここまでという形

で終わってしまっていて、見込めるものもございますけれども、それ以外のものについては、なかなか見込めないものが多々あるというふうな形になっております。

○吹田委員

実際にこういうのを進めていく中では、どうしても必要な場合がある場合、不用額をそういうのに充てられるような考え方がやはり基本になれば、そういうような事業はできないと考えていまして、そういうのが私は必要と考えております。そういうことは、原課でも、そういうものを使えるような考え方をしておいていただければと考えています。

◎観光物産プラザ屋根改修事業について

そういう中で、観光物産プラザの工事を平成26年度当初予算における重点施策としてやりますという形で、これは2か所の別々の部署の関係なのですが、観光物産プラザの工事については、今回、このように大きな予算、あわせて7,400万円組んだのですが、これについて、今回どうしてもこれが必要だという基本的な理由、それとこのプラザについては、前にも修理を行ったのですが、その修理はいつごろに、どのくらいの金額で行われたのか、また、今回のやり方と前回のやり方で内容的に違うことはあるのかどうか、この辺につきまして伺います。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、観光物産プラザの屋根の改修について、今回、予算計上させていただいた理由ということでお答えします。

プラザの屋根の改修につきましては、昨年までは割れた瓦を取り替える修繕ということで対応してきたところで、もともとあそこの屋根に使っている瓦が昔の瓦で、吸水率が高いということで、水を吸うと、冬に寒くなって凍る、それによってひびも入るということもありまして、それを順次取り替えていたのですが、その古い瓦は既に生産されておりませんで、似たような形状の瓦を使っていたのですが、結局、瓦自体の種類が違いますから、それが重なることで、雪が積もるとその雪の重みでさらに割れるということで、割れる瓦の量が年々多くなっているということで、総合博物館運河館の部分も含めて、雨漏りやすが漏りがひどい状況になってきております。一昨年、平成24年には、軒先の板状の瓦が落下しているのが見つかりまして、急遽、潮まつりの花火大会の前に、ボンドでとめて応急処置をしたような状況もありまして、当然落下するということになれば、下を通行している市民、観光客の方の危険にもつながりますので、昨年、割れた瓦を取り替えている業者に、その瓦の下地も含めて状況を見ていただいたところ、水がしみ込んでいるということで、下地も含めて傷みがひどくなっているという話もいただきましたので、その割れている瓦のメンテナンスのコストの部分、それと落下する危険の防止という部分で総合的に判断した中で、新年度予算案に計上させていただいたところでございます。

それから、前回いつふき替えたかということにつきましては、昭和60年に運河館の部分、62年に観光物産プラザの部分を工事しているようです。内容につきましては、今までの瓦の工事については、観光物産プラザの壁をのぞいていただくとわかるのですが、軒先から土が流れ出ているのですが、瓦の下に床土を入れて、昔の、言ってみると本州の工法でやっていたのですが、今回、工事する内容については、積雪寒冷地用の工法で、床土を使わないでやるという工法にするという部分、それともう古い瓦がありませんので、吸水率の低い瓦を使って、冬のメンテナンスが不要になるというような考え方で屋根を改修する予定でございます。

○吹田委員

先ほどの質問の中で、前回の金額的なこと、幾らかかりましたかと言った気がするのですが、言っていないでしたか。

○（産業港湾）商業労政課長

金額的な部分は決算説明書の数字でお答えするしかないのでございますけれども、昭和60年に新しくあそこに博物館ができたとき、それから観光物産プラザは平成元年に始まっていますので、その前に改修するというので、屋根だけの工事費まではわからないのですが、昭和60年と62年の工事費を合わせますと2億6,371万9,960円となっております。

す。この内訳までは調べられませんでしたので、屋根以外の工事費も含まれている可能性はございます。

○吹田委員

この建物につきまして、建設部でこういう金額を積算されたと思うのですが、この積算の内訳的なもの、予定、これから正式な入札価格を決めて入札をやることになると思うのですが、これにつきまして、たしか屋根の部分、瓦の部分は2,365平方メートル、それから軒先などを入れますと2,500平方メートルぐらいとなっていますけれども、この金額的なものでどういう形でできるのか、それにつきまして聞きたいのです。それと、例えば、これも工事、そういう下地のこともやるとなっていますので、足場等のものはどのような感じの数字を考えて7,400万円を積算したのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

予算の工事費の内訳で、瓦の部分と足場の金額についてなのですけれども、それを算出する際には、公表されていない北海道の営繕工事積算標準単価、あと、見積金額を用いていますので、具体的に足場と瓦に幾らかかるということは申し上げられませんので、御理解をお願いいたします。

○吹田委員

入札に大きく影響するというのは、小樽の場合、ないと私は考えているのです。なぜかといいますと、今までこういう工事で、最近、予定価格の95パーセントで落札するのが決まっているかのような状況ですので、入札に影響するなど普通考えられない、はっきり言いまして。そういうので、私たちで、こういうものがどういう形でつくられて、そう積算されているかということについて、精査して何とかというのが本来であって、それをそう言う、これが予定価格の70パーセントや80パーセントで落札されるのなら、それは公表しないほうが有利だとは思いますが、そういうものについて、入札制度がそういう状況にありますので、そういうものを公表して、市民なり、こういうところで損する形になると本当に考えますか。

（「質問がわからない」と呼ぶ者あり）

（「質問がわかったのか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「もう一回質問してもらったほうがいい」と呼ぶ者あり）

（「委員長、もう一回質問の趣旨を聞いたほうがいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

ですから、私は、こういうものにつきまして、公表したら、発注側が不利益をこうむると、財政的にも含めて。そういう状況にあるのであれば、それは当然だと私は思います。しかし、ほとんど、今後はわかりませんが、予定価格の95パーセントを切って、94.何パーセントで落札されるのが大体予想されていますから、そういうものがありながら、公表したからといって、我々市で、発注側でそれほど不利益をこうむるのかということを考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○建設部西島次長

入札の落札率について95パーセント、94.何パーセントとおっしゃっているのですが、その率がどうだからといって、公表できる、できないという問題ではなく、一つのルールとして、この道の営繕単価等について、一部公表されている部分はございますけれども、今申し上げた部分については公表されておりませんので、それを不利益がある、ないという以前の問題で公表できないということです、御理解いただきたいと思います。

○吹田委員

この問題が出ましたときに、すぐに自分で調べようと思って、札幌の関係業者に連絡しましたら、たまたま小樽に来ておりまして、現場を見ていただいて、それが安い高いかは私の判断のところがあるのですけれども、その段階で、軒先、それから上のほうも含めて、大体1平方メートル当たり1万5,000円で今できるだろうと言われたので、今後、入札の予定価格をつくるときに、そういうものを参考にしてもらいたいと思っています。

それと、このぐらいの金額ということは足場にも相当の金額を組んでいただろうということと言われまして、入札が終わりましたら、その数字を我々も見ることができますけれども、足場も恐らく、この金額であれば、1,000 万円ぐらいの金額をここに入れているのではないのかという話もしておりました。この辺についても、しっかりと精査していただいて、予定価格をつくっていただきたいと考えますので、お願いしたいと思います。

我々は、資金を使って、そしてつくられて、残ったものは、余力があるものはそれなりに使えるだろうと常に考えております。その辺についても、財政部ではそういう起債の関係については難しいなどと言うのですけれども、さまざまな形で有効に使えるだろうと考えていますので、お願いしたいと思っています。これについては、答弁をいただくのは難しいと思うので、検討いただきたいということで。

○財政部長

今の吹田委員の御質問にあった財源が起債のものというのは、御存じのとおり、その工事に対してしか使えません。ですから、そこに新たな財源が、入札で落ちた金額が生まれるなどというものではありませんので、それは十分御理解願いたいと思います。

○吹田委員

一つの使用目的の起債については、そういう形になるだろうと思いますけれども、私は、総体的な、体力がこれだけでこれだけのものができますということを言ったわけですから、そこで使わなければ、そういうものの資金力というのが、財政力というのは別にそれだけ持っていると考えていまして、そういうものをまた次の段階で使おうかと考えております。

(発言する者あり)

◎除雪費について

続きまして、除雪対策のことで今回も新聞に大きく載りまして、除雪費の予算の組み方についてお聞きしますけれども、平成26年度予算は、最終的にこの予算を組んだのは、数字が決まったのはいつごろでしょうか。

○（建設）雪対策課長

平成24年度予算が決定したということですが……

(「いや、平成26年度予算を今つくっていますよね。この金額はいつ決まったのでしょうかと。ここに出されたときですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

今の予算書の金額が決定されたのはいつかということですね。

(「予算書の金額は、中で、内部で決めてつくりましたね。それはいつごろでしょうか」と呼ぶ者あり)

予算要望を財政部に上げたのはいつごろかということ。いつ来たのかと。

○（財政）財政課長

予算編成という形で申し上げますと、12月中にスタートしておりまして、12月いっぱいでは財政部長ヒアリングをしております。この中で、建設部から話は聞いておりまして、年が明けて1月中に市長のヒアリングを受けて、その中で決定していくという手順になっております。

○吹田委員

私が自分で予算をつくろうと思ったら、何をやるかといったら、平成25年度の実績がない形でありますから、24年度の実績を見ながら次のことを考えるのが基本ではないかと思っているわけです。24年度の実績は、当初予算では8億100万円、決算で14億9,900万円、23年度は、決算で12億7,000万円となったわけです。新年度予算の数字を見ますと、細かな数字が全部出ているのですけれども、それとは全く関係がない数字という形で出ていますが、これはなぜこういう数字になるのかと。確かに昨年度はすごく出たから、そうしたら2割ぐらいカットしようか、など

という形でつくられるのかもしれませんが、こちらの市の予算のつくり方が。今回のこれを見ましたら、そもそもかかった費用の半分と、それは予算と言えるかどうかという問題がありますよね、つくり方として。

もう一つ、問題は、こういう形であるのか、それとも、除雪費というのは、いつでも専決処分ができるから、それなりの数字をただ置いておけばいいのだと、こういうタイプのものなのか、それとも、確かに23年度は、当初予算を4,500万円の数字でつくったのです、これは新たなことで補正されていましたから、しかし、こういう形で予算を組むこと自体に無理があるのではないかと考えるのですけれども、この辺の予算の組み方について、財政部ではどのように考えてつくられているのでしょうか。

○（財政）財政課長

除雪費につきましては、あくまでも予算のときに、平成26年度は穏やかな気象状況が続けばという形で、建設部から話を聞きまして、それに基づいた要求に従って予算をつけている形になっております。

○吹田委員

今はさまざまな問題について、想定外のことは、という言い方はしないようにということをやっているわけですね、地震も含めて、さまざまな自然災害を含めて。そういう中で、穏やかなという発想で予算を組むなどというのは、私にすればどう考えてもおかしいのではないかと思います。そして、こういう中でやっていますけれども、やはり予算の組み方というのは、全体の中で特別除雪費だけがいつも専決処分で動いているのです。それ以外では、専決処分によってこのような大きな予算を組むことにはなっていないのです。今後も穏やかな気象状況を前提にした予算をつくって、そして雪が想定以上に降ったときは専決処分で別の財源を使って十分できると、こういうスタンスで今後もいくと考えていますか。

○（財政）財政課長

限られた財源の中でどういう予算づけをするかというのは、その時々、先ほど吹田委員からもありましたけれども、入りと出を見ながら決めていかなければならないと思います。ですので、今後もずっと穏やかな部分だけを見ていくかどうかというのはちょっとわかりませんが、新年度予算につきましては、想定の中では一応穏やかな気象になった場合の積算という形で、今回の金額で予算計上させていただいているところでございます。

○吹田委員

どちらにしましても、新年度の除雪費は今年度よりは若干増えて10億円を超えています。今まで10億円を超えた予算というのは、当初予算ではなかったのです、10年以上前のものはわかりませんが。こういうものについても、やはり適切な予算執行ができるような、それとこういう中で、こういう予備費的なものが常にあるという感じで今後も小樽市の財政が動くのかどうかという問題もあるのですけれども、この辺については、財政部では楽観視していますか。

○（財政）財政課長

あくまでも新年度予算では、別に予備費的なものを持っているという形の予算編成にはなっておりません。あくまでも財政調整基金を取り崩した中で、収支均衡をやっと図れている状態ですので、どこかに予備費的な要素があるということではなく、新年度になった状態のときに、また雪の状況を見ながら、対応できる範囲内で補正もしていかなければならないのですけれども、あくまでも当初予算としては、穏やかな部分での積算だということは御理解いただきたいと思います。

○吹田委員

今、現場のこういう大きな予算を組んで、これからますます除雪だとなっておりますけれども、現状は皆さんの自宅近くの幹線道路も含めて、これだけの費用をかけて除雪をしたという状況に見えますかと思うのですが、雪対策課のそういうのを見ている方々はどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪対応につきましては、あくまでも出勤基準に応じて、幹線道路、補助幹線道路の路線特性に合わせて作業対応しているというふうに考えております。また、排雪につきましても、道路幅員が狭く、通行に支障になるという場合においては、作業対応しているということで認識しております。

○吹田委員

車で走っていきまして、除雪をしたところでも、幹線道路とかそういうところは、平らになっているのかなと考えているのですけれども、最近は何か車が縦に動くという世界のことがどうも多いような感じがします。市で言っている除雪がきちんとできていないのではないかという感じもするのですけれども、この辺については、そういうチェックはきちんとされていらっしゃるのか。もう一つ聞きたいのは、実際に除雪をやったものについての実績報告があって、請求があって、支払をやるのですけれども、こういうものについてのチェックはきちんとされているのかと。それと、除雪の請求が来た場合は、何日の範囲で支払があるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

現場の道路状況のチェックにつきましては、日々、地域の業者から作業日報を出していただくとともに、市職員が定期的にパトロールして、道路の安全が保たれているかどうかというチェックをしております。あと、そういう除雪作業につきましても、適切な作業が行われているかということ、数量確認ということで、毎週、執行状況の管理ということで、今、業者が適切に作業されているかどうかという数量確認をしているところであります。

○吹田委員

また雪が降るという想定でやっていると思いますので、今後、雪が降らない場合は、相当お金も余るだろうと、これは実際にやるものですから。その辺についても、これから精査していただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

◎議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案について

最後に、議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案についてです。

財政部にお聞きしますけれども、今回、財政調整基金の取崩しにより収支均衡予算を編成したと、収支については問題がなくなっていますという感じの言い方をしたのですが、この辺は本当に、収支が、入った収入で、その年の収入でこの次をやるというのが基本ですから、そういう面ではそういう形でこれは問題がないと考えますか。

○（財政）財政課長

財政構造ということで考えますと、その年度の入りで出を賄っていくことが基本だとは思いますが、今、私ども小樽市ではそういう財政構造になっておりませんので、財源不足の部分を財政調整基金に頼って予算編成させていただいているところでございます。

○吹田委員

今、収入状況で、地方税が伸びない中と、こういう言い方をしていますし、それから地方交付税も減少という中で、人件費を増やすということは、最終的に固定的な負担をどんどん増やすことになりますので、こういう中で、今後、市税や地方交付税などが潤沢に入ってくるということについて、皆さんはどのように考えていらっしゃるのかと。今、国では、地方分権だということで一生懸命やっています、何かというと、地方にお金を回さないという考え方が非常に強くなりました。ある国会の方が言っていましたけれども、これからは、地方は自分で自分のところから税収を集めると、ですから、当然、市民税などが上がる、上がった場合は、安い自治体に転出するだろうと言っています、そういうのも今後必ずあるだろうというような言い方をされまして、私も危機感を覚えたのです。財政部では、そういう面では、今後の展開、今、小樽市の人口が1年で約2,000人ずつ減っていますけれども、そういう中で健全な財政へ進むのかどうか、これについての見方はどうでしょう。

○（財政）財政課長

私たちも、今後、税収がすごく伸びる、交付税も潤沢に来るというふうには決して思っておりません。そういう中で、中期財政収支見通しでは、人口減など、あと税収の減、あと扶助費は逆に増えるということも見込んで、収支見通しを立てさせていただいておりますけれども、その中でもやはり非常に厳しい状況、そういうような認識に立っております。

○吹田委員

一新小樽としましては、この議案第28号については、問題があると捉えております。これから小樽市の財政はやはりますます厳しくなります。間違いなく厳しくなります。人口が減って、職員も減り、何もかもが減るということで、全ての財政規模が小さくなりますから、その中では、そういう先頭に立つ方々がやはりそこをきちんと見据えて、そしてみずから進んでそういうものやっていくのだという気概がないとだめではないかと感じておりまして、私は、そういう面でそういうところを考えて、この議案について皆さんで考えていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時28分

再開 午後 4 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小貫・新谷両委員より、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成26年度小樽市一般会計予算に対する修正案の提案説明を行います。

安倍政権によるアベノミクスの経済政策で、諸物価は上がり、灯油価格は3月に入っても100円を超し、市民の生活には厳しいものがあります。

他方、ハローワークの情報では、平成25年度の小樽管内の有効求人倍率は上がっているが、新規雇用者の賃金は24年度より下がっており、また、小樽商工会議所との懇談の中で、小樽市の雇用者の平均賃金は220万円程度だという発言があり、市長提案説明でも、個人市民税で減収が見込まれると述べられているように、景気の回復を実感できない状況にあります。

さらに、4月からは、消費税増税、年金受給額の引下げ、前期高齢者の医療費窓口負担の増などで、市民は一層の負担をかぶせられます。商売をしている方々からは、消費税増税をされたら商売をやめざるを得ないという声が聞かれます。消費税増税は、消費を冷え込ませ、景気を一層悪化させることになります。

国の地方いじめや国民いじめに対して、市長提案の予算案は、ふれあいパスの乗車料金の引上げ、水道料金・下水道使用料への消費税増税分の上乗せなど、国の悪政の防波堤にならず、さらに市民負担を強いるものとなっています。学校給食費の値上げも、子育て世代の負担です。

我が党の修正案は、石狩湾新港などの無駄な事業を削り、有価証券の売却、基金の活用、また、議員報酬、市長及び副市長の特別職並びに教育長の給与費を現行どおりに据え置くこと、（仮称）消防署オタモイ出張所への統廃合の見直しなどを行って、住民の福祉の向上という地方自治体の役割を果たすための最低限の修正を行うものです。

以下、内容を説明します。

臨時雇用者賃金については、平成26年度の高校生の就職状況が25年度よりよくなっていることから、新卒で未就職の高校生を小樽市の臨時職員として10人採用します。冬期特別支援事業費として、ふれあい見舞金3,000円、福祉灯油5,000円を支給し、また、ふれあいパス事業費については100円負担となるようにします。国民健康保険料については、5割軽減、2割軽減の世帯が増えることから、国保加入世帯2万1,379世帯に、1世帯につき年間5,000円引き下げます。介護保険事業については、保険料の基準額となっている第4段階5,460円を5,000円にし、第4段階以下の保険料を同率で引き下げ、低所得者に助成します。そのほか、就学前児童の医療費全額助成で子育てを応援、消費税増税の影響を大きく受ける小事業所に限度額50万円、無利子の緊急資金貸付金を創設、地元経済活性化につながる住宅リフォーム助成事業費を5,120万円に引き上げ、市民の反対を押し切ってなくした室内水泳プールについては、6億8,000万円の補償金を流用した市の責任で土地を探し、基本設計、実施設計を行うことで市民の負担に応えるものです。

以上、全会派、全議員の賛同をお願いして提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、ただいま新谷委員から提案されました議案第1号に対する修正案は可決、原案は否決、議案第2号ないし第14号、第17号、第22号及び第28号は否決を主張して討論を行います。

詳しくは本会議で行います。

新谷委員の提案説明でも述べられたように、本年4月から、消費税率の引上げが予定されています。このような中で、市が地方自治体の役割を発揮して、市民生活を守る予算編成が必要です。石狩湾新港への負担金より子供の医療費助成の拡大に予算を振り分けることや、高い灯油価格に苦しむ市民に福祉灯油を実現すること、ふれあいパス事業については、値上げではなく100円ワンコインの負担にして制度の充実を図ることが、市には求められています。また、簡易水道事業に対する責任を北海道に果たさせるべきです。水道料金や下水道使用料に代表される、企業会計や特別会計での消費税増税転嫁をやめれば、市として、政府が行う市民いじめから市民を守ることが出来ます。そして、そのことが消費者である市民の購買力を確保し、市内経済の冷え込みを抑えることにつながります。

増税が行われる中で、市職員の給与復元は当然の話ですが、小樽市の財政状況は決して好転していません。市議会は議員報酬の復元を見送りました。特別職の給与復元は取り下げたほうがいいです。

そもそも市財政を苦しくしてきた大きな要因は、地方交付税が削減されてきたことにあります。ところが、再び政権についた自民・公明両党は、地方の実態を顧みず、またもや地方交付税の削減を行っています。この無慈悲な政府に対して、しっかり意見を言って、地方財政の充実を求めていく必要があります。

以上で、討論を終わります。

○吹田委員

一新小樽を代表し、議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきまして、否決の討論を行います。

本市の財政状況の好転を判断要因とされておりますが、市民からの市民税等、また国からの地方交付税、交付金の大幅な収入増により安定的な市財政を見通せる状況ではなく、厳しい状況は今後も続きます。議員も踏まえておりますが、行政のトップは今後の小樽市の展開を考え、厳しさをみずから示す必要があります。

詳しくは本会議におきまして討論させていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 28 号について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 14 号、第 17 号及び第 22 号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも小貫副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめとする理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としての御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。